基本計画編

施策体系 48

分野別計画 51

施策体系

■ 将来都市像

「ひと」「まち」「くらし」がいきいき　未来へつながる　おやま

■ 施策体系

1-1 みんなで進める協働のまち【市民参加／市民活動・ボランティア／地区まちづくり】
1-2 心ふれあうコミュニティと多文化共生・国際交流【コミュニティ／多文化共生・国際交流】
1-3 互いに思いやり認め合う地域社会【恒久平和／人権尊重】
1-4 互いに尊重し合いともに活躍できる男女共同参画【男女共同参画・女性活躍推進】

2-1 行政サービスの向上と効率的な行財政運営【行財政改革】
2-2 公共施設の最適な配置と適正な維持管理【公共施設】
2-3 定住自立圏構想の推進【地域間連携と定住自立圏構想】
2-4 自立性の高い都市【地方創生・地方分権】

3-1 ともに明るい家庭を築けるまち【家庭づくり支援】
3-2 未来を担うおやまっ子育成【子育て支援】
3-3 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む学校教育【義務教育／高等学校・高等教育】
3-4 豊かな人と地域を創る生涯学習環境【生涯学習／青少年育成】
3-5 多彩で個性ある市民文化とスポーツのまち【市民文化／歴史文化／スポーツ・レクリエーション】

4-1 都市と田園が調和した持続可能なまち【土地利用／都市と田園の景観形成】
4-2 みんなの暮らしを支える生活基盤整備
【市街地整備／農村整備／交通体系／道　路／駐車場・駐輪場】
4-3 住みたい住み続けたい住環境【住　宅／上水道／下水道／墓　地】
4-4 恵まれた立地条件を最大限に生かした活力と魅力にあふれた産業・地域創出
【工業・企業誘致／商　業／観　光】
4-5 働きやすい労働環境【雇　用／労働環境・働き方改革の推進】

5-1 自然環境の保全・活用とエコツーリズムの推進【渡良瀬遊水地／水辺空間の保全と活用】
5-2 やすらぎと潤いのあるまち【公園・緑地】
5-3 豊かな田園環境を生かした健全な農業生産を育む体制の推進【農業・都市と農村の交流】
5-4 本場結城紬をはじめとする誇れる伝統産業を生かしたまち【本場結城紬等伝統産業】

6-1 守り育てる環境共生のまち【環境保全・生物多様性／省エネルギー・再生可能エネルギー】
6-2 衛生・循環型社会の実現【ごみ処理・し尿処理】

7-1 災害に強く安全安心なまち【防　災／消防・救急】
7-2 地域で安全に暮らせるまち【交通安全／防　犯／消費生活】
7-3 生きがいを持ち安心して暮らせるまち【高齢者支援・生きがいづくり／介護保険】
7-4 ともに支え合うあたたかい福祉環境【地域福祉／障がい者福祉／低所得者福祉】
7-5 みんなが健康長寿で安心できる暮らし【保健・健康づくり・地域医療／医療保険・国民年金】

分野別計画

第1章 協働によるまちづくりと 誰もが活躍できる社会・ひとづくり
［市民参加・協働・多文化共生・人権尊重・男女共同参画］ 53

第2章 持続可能な行財政運営と 広域連携による行政・ひとづくり
［行財政改革・広域連携］ 73

第3章 未来を担う次世代の育成と 学び・文化を育むひとづくり
［次世代育成・教育文化］ 85

第4章 暮らしやすく住み続けたい 地域の活力を生かしたまちづくり
［生活基盤・工業・商業観光・雇用・労働環境］ 109

第5章 魅力ある自然環境を守り 伝統を継承するまちづくり
［自然・渡良瀬遊水地・農業・本場結城紬等伝統産業］ 145

第6章 人と自然が共生した 地球にやさしいくらしづくり
［環境共生・生物多様性］ 157

第7章 市民が生き生き 安全・安心で健康なくらしづくり
［防災・防犯・高齢者支援・保健福祉・防疫］ 165

［優秀賞］長谷川 澪乃 様

第1章

協働によるまちづくりと誰もが活躍できる社会・ひとづくり

【市民参加・協働・多文化共生・人権尊重・男女共同参画*】

1-1　みんなで進める協働のまち

1-1-1　市民参加
1-1-2　市民活動・ボランティア
1-1-3　地区まちづくり

1-2　心ふれあうコミュニティと多文化共生・国際交流

1-2-1　コミュニティ
1-2-2　多文化共生・国際交流

1-3　互いに思いやり認め合う地域社会

1-3-1　恒久平和
1-3-2　人権尊重

1-4　互いに尊重し合いともに活躍できる男女共同参画

1-4-1　男女共同参画・女性活躍推進

－１　みんなで進める協働のまち

1-1-1　市民参加

● 現状と課題

少子高齢化の進行、情報高度化や国際化の急速な進展等の社会環境の変化に伴い、多様化、複雑化する市民の価値観やニーズ*に柔軟かつ適切に対応した市民サービスの向上が重要になっています。

そのような中、広報紙やホームページ、行政テレビ*などにより市政の透明性を高める情報発信・共有化を図るとともに、市民の意見や意向を把握するため、市民の声を聴く機会を充実させ、より広い範囲で市民参加・参画*の機会を創出し、市民の力を市政に積極的に生かした市民協働*のまちづくりを進めることが求められています。

特に、次の世代を担う若い世代の意向把握や市政への関心を高めるため、インターネット*やＳＮＳ*等を効果的に活用した情報発信、市民参画*の機会の充実を図る必要があります。

● 基本方針

市民一人ひとりに分かりやすい情報を提供し、市民の意見や意向を的確に市政に反映させるため、広聴体制の再構築を行い、市民サービスの向上につなげます。また、市民と市長が直接対話できる「市民フォーラム」の開催、市長へのメール・手紙などの意見交換の充実を図り、市民の声を的確に把握するとともに、審議会等委員の公募を推進するなど市民が市政運営や地域づくりに参画*しやすい環境の整備を進めます。

さらに、広報紙やホームページ、行政テレビ*、テレビ小山、コミュニティＦＭ*「おーラジ」による情報発信のほか、特に若者に向けては、インターネット*やＳＮＳ*等を効果的に活用した意見聴取や意見交換等により、幅広い世代に対し、市政やまちづくりへの理解と関心を高め、参画*促進を図ります。

市民・企業・行政が良きパートナーとなり、それぞれの強みを生かして地域の課題の解決に取り組み、魅力ある地域づくりを積極的に展開する協働*のまちづくりを推進します。

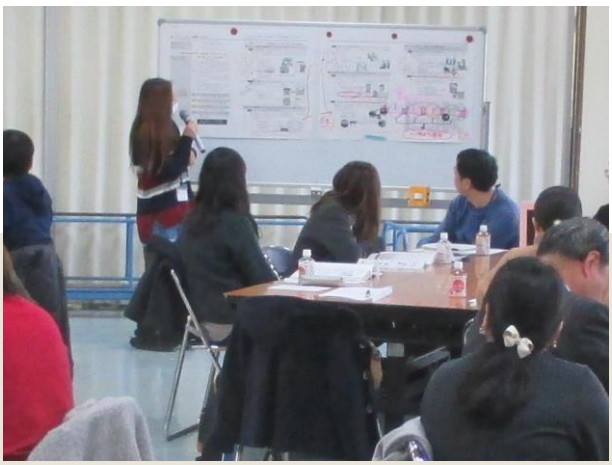

市民会議

コミュニティＦＭ*「おーラジ」

みんなが参加　みんなでつくる　みんなの小山

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．市民参加・参画*の推進			
1-1	広聴活動の充実	より多くの意見を市政に反映できるよう、市民と市長が直接対話できる「市民フォーラム」の開催や市長へのメール・手紙等、市民と行政との意見交換の機会の充実といった、市民の声を把握する体制を作ります。	❗
1-2	市民参加・参画*機会の充実	市民の意見や意向が的確に市政に反映されるよう、市の委員会や審議会の設置要綱に市民委員の規定を取り入れ、市民の参加・参画*を促進します。	❗
２．広報活動と情報の共有化の推進			
2-1	効果的な広報活動の推進	広く市民に市政への理解や関心を深めてもらうため、広報紙をはじめとしてホームページ、行政テレビ*、おーラジ、ＳＮＳ*等を活用して、市民に分かりやすい情報提供・ＰＲ活動の充実を図ります。	❗
３．市民協働*の推進			
3-1	市民協働*の推進	市民協働*のまちづくりやＮＰＯ*の支援等、市民活動の活性化を進めます。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
「市民フォーラム」の開催	市民フォーラムの参加者数（現状値：市政懇談会及び地域懇談会の参加者数）	546人（R1）	800人	★ ❗
市民意識調査の実施	市政に関する情報が伝わっていると回答した人の割合	31.4%（R1）	40.0%	
	市民の意見が反映されていると回答した人の割合	23.7%（R1）	35.0%	
各種審議会・委員会等委員の公募の推進	市民委員を選任している委員会数	23委員会（R1）	35委員会	
広報おやまの内容充実	広報おやまの浸透度（読まれている割合）	69.6%	72.0%	

1-1-2　市民活動・ボランティア

● 現状と課題

本市では、平成14（2002）年４月に「小山市ボランティア*センター」を設置し、平成25（2013）年４月には「小山市市民活動センター*」として、市民の方が積極的に市民活動やボランティア*活動に参加できるよう事業を進めています。

特に、グラウンドワーク*を「豊かな自然を後世に残すための環境活動」と位置づけ、事業支援を行っています。

市民誰もが安全で安心して暮らせる住みよい小山を作るためには、地域住民や市民活動団体、ＮＰＯ*、ボランティア*とともに活動の活性化を推進する取組が必要です。

さらに、災害時のボランティア*活動については、近年、災害が頻発していることから、関係機関が連携しながら取り組んでいく必要があります。

● 基本方針

市民活動やボランティア*活動に対する関心を高め、多くの市民による積極的な参加を促進しつつ、市民・企業・行政の協働*による地域づくりやひとづくりにより、誰もが安全で安心して暮らせる環境の良い地域社会の形成に向けた取組を推進します。

また、小山市市民活動センター*や小山市社会福祉協議会*をはじめ、関係機関・関係団体と連携しながら、市民活動団体やＮＰＯ*などへの積極的な支援を行うことで、市民一人ひとりが自主的に自立した市民活動やボランティア*活動を行うことができる環境を整備するとともに、「市民活動推進事業補助金」を活用した運営支援を行い、市民の積極的な参加を目指します。

さらに、市民・企業・行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力しながら持続可能な地域社会の構築と住みよいまちづくりを推進します。

おやま～る

ボランティア*コーディネーション力講座

市民活動が光るまちづくり＆ボランティアのまち小山

● 個別施策

［❗：市民提案］

1．ボランティア*情報の収集と発進の強化			
1-1	市民活動・ボランティア*情報の収集と発信の強化	小山市市民活動センター*を中心としてボランティア*活動の魅力を広く啓発し、ボランティア*の募集、担い手の発掘等について、ターゲットに応じて紙媒体・電子媒体を使い分けて周知し、ボランティア*活動の活性化を図ります。	❗
2．担い手の発掘と連携の推進			
2-1	ボランティア*活動の推進	小山市市民活動センター*が中心となり、ボランティア*活動への参加のきっかけとなる講座や体験等を充実させ、ボランティア*活動を総合的にコーディネート*するボランティアコーディネーター*の育成を行うとともに、ボランティア*活動の連携を推進します。	❗
2-2	関係機関との連携	ボランティア*活動の活性化、情報収集と発信の強化、活動支援の強化に資するよう、小山市市民活動センター*、小山市社会福祉協議会*、市民交流センター、地縁組織、各市町及び庁内関係各課との連携強化を図ります。	
3．ボランティア*や市民活動への支援			
3-1	市民活動・ボランティア*の支援	小山市市民活動センター*が中心となり、専門相談や事業支援等を充実させ、活動を行う方々への支援を強化するとともに、市民活動推進事業補助金を有効活用した運営支援を行います。	
4．施設の利用促進			
4-1	施設の有効利用	利用者の意見を聴取しながらボランティア*活動の拠点として、小山市市民活動センター*や小山市社会福祉協議会*の施設利用の促進を図ります。	❗
5．災害時のボランティア*			
5-1	災害ボランティア*の充実	小山市社会福祉協議会*が設置する災害ボランティアセンター*と関係機関や関係団体との連携を強化します。	
6．グラウンドワーク*を推進する環境整備			
6-1	実施団体の支援	環境改善活動*を通して持続可能なコミュニティ*を構築する事業を推進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
各種ボランティア*講座	ボランティア*の担い手の確保（講座参加人数）	214人	300人	
ボランティアコーディネート*事業	ボランティア*の連携の推進（コーディネート*件数）	265件	300件	■

1-1-3　地区まちづくり

● 現状と課題

本市では、地区特性や地区レベルの課題に応じつつ、多様化する市民ニーズ*に的確に応えたきめ細かなまちづくりを推進するため、平成17（2005）年に本市の都市計画に関する基本的な方針である「小山市都市計画マスタープラン*」を策定し、その実現に向けて市民と行政がそれぞれの責任と役割のもと、協働*のまちづくりを推進することを目的とした「小山市地区まちづくり条例*」を施行し、地区まちづくりを推進しています。

この条例に基づくまちづくりは、地域住民が主体的に地区まちづくり団体を設立し、地区の将来構想を考え、その構想の実現に向けて市民と行政が協働*で取り組んでいくものであり、これまでに市内「38地区」において、まちづくり団体が活動を行っています。

設立が早く、活動が先行している団体については、狭あい*道路の拡幅整備、緑道や公園の環境整備など、基盤整備（ハード面）を優先して進め、概ね形となってきていることから、まちづくり任意団体からＮＰＯ*法人化し、まちの活性化を目的に、物産販売やまつりの開催運営に新たに取り組むなど、主にソフト面の充実に力を入れる団体も出てきています。

一方で、近年設立された団体については、自分たちのまちの将来像である「まちづくり構想」の策定や基盤整備の実現に向けた活動に取り組んでいます。

このように、まちづくり団体の設立年度により活動内容に差があることから、新規団体のまちづくり活動の一層の促進を図るなど、先行団体との活動格差を縮め、本市全体の底上げを図れるよう支援する必要があります。

● 基本方針

「小山市地区まちづくり条例*」に基づく、市民との協働*による地区のまちづくりを推進するため、地区住民を主体としたまちづくり団体の設立を促進するとともに、既存団体については、その活動を支援し、地区特性に応じたきめ細やかなまちづくりを推進していきます。

まちづくり活動が先行する団体については、先進地区の取組事例の周知等を行うなど、ソフト事業に重点を置いた新たな活動が行えるよう支援します。さらに、活動により住民の合意形成が整った地域では、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・開発・保全を可能にする地区計画の策定を支援していきます。

活動初期の団体については、まちづくり構想策定及び構想実現に向けた支援を行うなど、各地区が課題を克服し、まちが賑わい、活性化に繋がるまちづくりを推進します。

また、設立年度の異なるまちづくり団体における活動の格差を縮められるよう支援を実施し、本市全体のまちづくりの底上げを図ります。

特に、農村地域のまちづくりについては、少子高齢化や若者の地元離れ等による人口減少により、住民から地区の存続を憂慮する声が上がっていることから、地区まちづくり活動を通じて、生活環境の整備推進や地域資源を再発見し磨き上げ発信をすることで、交流人口*の増加に繋げ、若者が戻り賑わう地区へ活性化する取組を行います。

地区特性を生かした　魅力ある地区まちづくりの推進

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．計画的な都市計画の推進			
1-1	都市計画マスタープラン*の活用	小山市都市計画マスタープラン*に基づく、計画的な土地利用の誘導及び都市施設等の整備を推進します。	
２．地区まちづくりの推進			
2-1	地区まちづくりの推進	小山市地区まちづくり条例*に基づき、住民主体のまちづくり組織の活動支援など、市民と協働*による地区まちづくりを推進します。	❗
2-2	地区計画制度*の活用	地区計画制度*を活用したまちづくりを推進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
地区まちづくり推進事業	まちづくり団体数	38団体	41団体	◉■❗
	地区まちづくり構想の認定数	24件	28件	
地区計画策定事業	地域特性に応じた景観へ配慮した建築物の件数（地区計画の届出件数）	1,648件	2,150件	◉■

まちづくり団体の活動（ワークショップ*）

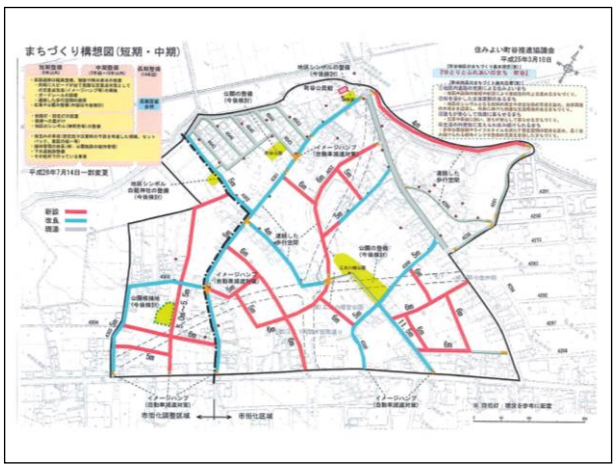

まちづくり構想図（町谷地区）

－２　心ふれあうコミュニティと多文化共生・国際交流

1-2-1　コミュニティ

● 現状と課題

近年、少子高齢化や過疎化の進行による人口構成の変化、ライフスタイル*の変化による地域活動への住民参加の減少等の要因により、これまで市内各地域260団体の自治会を中心とする地域コミュニティ*において、地域清掃活動や育成会との連携による児童の交通安全活動などにより育まれてきた地域のつながりが希薄化しつつあります。

一方、子育て世帯や高齢者への生活支援*、災害発生時の緊急対応、さらには、地方創生*の推進等、様々な地域課題への対応における地域コミュニティ*の重要性が高まっています。

また、市立公民館等、従来は地域コミュニティ活動*拠点となっていた施設も、建物や設備の老朽化、部屋や設備の不足等の要因により、拠点としての機能が不十分になりつつあります。

このため、地域コミュニティ*の要となる自治会活動への様々な支援を通じて、地域社会における多様な団体間の連携体制を構築するコミュニティ*組織づくりを推進するとともに、住民間交流や活動の拠点となる拠点施設の整備が必要となっています。

● 基本方針

「小山市コミュニティ*基本計画」（平成12（2000）年策定、平成25（2013）年改定）における「人と人がつながり支えあうコミュニティ*づくり」を基本理念とし、新規住民への情報提供等を通じた地域参加のきっかけづくり、自治会や各種団体との相互理解・適切な連携等によるコミュニティ*の組織・体制づくりの推進、及び地域コミュニティ活動*の支援により、地域コミュニティ*の強化・活性化を支援します。

また、地域コミュニティ活動*支援の一環として活動拠点の充実を図るため、既存の地域基幹施設である市立公民館等を、多様な機能を複合した活気に満ちた地域活動拠点である「市民交流センター」として整備します。本市をコミュニティ*ごとに５地域に区分し、地域ごとに整備するものとし、間々田地区、桑地区、小山地区に続く、４か所目の交流センターとして、大谷地域に「大谷地区中心施設」の整備を進めます。

その他、既存の公民館や集会場、既設市民交流センター等の更なる利活用を進めることで、地域コミュニティ*の活性化を推進します。

人と人がつながり支えあうコミュニティづくり

● 個別施策

［！：市民提案］

1．コミュニティ活動*の推進			
1-1	コミュニティ*意識の啓発	ふれあいの場としてのコミュニティ*に対する理解と連帯意識の啓発のための情報提供をします。	！
1-2	コミュニティ活動*への支援	住民の自主性・主体性を生かした活動を推進するため、リーダー養成研修への派遣、栃木県コミュニティ*協会講師による助言・指導の実施等の支援を行います。	！
1-3	施設の有効利用	文化・スポーツ・福祉活動など様々な分野における地域交流を活性化させるため、公民館・集会場・市民交流センター等の既存施設を有効に利活用します。	！
2．活動拠点の整備			
2-1	コミュニティ施設*等の整備	行政機能、コミュニティ*機能、高齢者・児童福祉機能、社会教育機能を併せ持つ複合施設（大谷地区中心施設）を建設します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　！：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
コミュニティ施設*運営事業	地域基幹施設としての利用者増加（累積）	小山城南：538,414人（H25～R1）	小山城南：983,000人	
		間々田：62,571人（R1）	間々田：374,000人	
		桑：53,026人（R1）	桑：317,000人	
コミュニティ施設*等整備事業（大谷地区中心施設整備）	地域基幹施設としての利用者増加（累積）	［大谷公民館］10,249人（R1）	74,000人	■

桑市民交流センター「マルベリー館」

ゆめまちコミュニティ*まつり

１-２-２　多文化共生・国際交流

● 現状と課題

平成31（2019）年４月から改正出入国管理法及び難民認定法が施行され、国際化への対応の新たな局面を迎えています。このような中、本市でも多岐にわたる国籍の在留外国人数が増加していることから、「小山市多文化共生社会推進計画*」を令和２（2020）年３月に策定しました。今後は、日本人・外国人一人ひとりが互いの文化の違いや生き方を知ること、そして行政はそのことをいかに啓発・普及させていくかが求められています。また、共生する中で起こりうるトラブルや問題点に対応していく環境も整えていく必要があります。

本市は、ケアンズ市*、紹興市*、本渓市*と姉妹・友好都市*等の協定を結び「中学生派遣事業」をはじめとした市民派遣団を各市に派遣し、教育等様々な分野で国際交流を推進してきました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和２（2020）年度は全ての海外派遣事業が中止となったことから、今後は新たな国際交流事業を展開することが求められています。

● 基本方針

多文化共生の面では、市内に在住する外国人住民への支援として、円滑な情報提供・サービス機能の拡充を促進するとともに、外国人住民に対して本市の各種制度等を理解してもらえるよう、ホームページやＳＮＳ*等の活用に加え「多言語情報配信アプリ*」や「一元的相談窓口*」の一層の活用を進めます。

また、多文化共生を推進する事業に取り組む環境整備のため、庁内はもちろん、関係機関、市内関連企業とも積極的に連携し、市民の共生意識の醸成を図っていきます。

国際交流の面では、海外に興味・関心を持つ豊かな国際感覚を市民一人ひとりが持てるよう、姉妹・友好都市*等への「中学生派遣事業」をはじめ、市内在留外国人が集う「インターナショナルフェスティバル」等、市民参加型の国際交流を推進するとともに、新型コロナウイルス禍においても交流が可能なオンラインでの国際交流等を推進し、すべての人々が暮らしやすい国際感覚に溢れた魅力ある都市を目指します。

加えて、ＡＬＴ*（外国語指導助手）の小学校・中学校・義務教育学校*への全校配置等を通じて、義務教育段階から外国語や海外の文化に触れる機会を増やし、豊かな国際感覚を持った小山の子どもを育成します。

多文化共生・国際交流による国際都市への発展に向けて

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．多文化共生の推進			
1-1	円滑な情報提供・サービス機能の拡充	市内在住外国人への一層の多言語生活情報の提供や相談の実施のため「多言語情報配信アプリ*」を活用します。また、市内での生活に溶け込んでもらえるよう、「行政書士会相談会」や「一元的相談窓口*の広域連携」を活用し、雇用や医療についても体制づくりを図ります。	❗
1-2	市民の共生意識の醸成	市民が異なる文化を持つ人々と相互理解を深められるよう、「やさしい日本語講座」や「市民会議」により、地域の実情に応じた多文化共生への取組を推進します。	❗
1-3	関係機関と連携した納税の実効性確保	県税事務所等、関係機関と連携し、外国人に対しての納税推進への取組を行います。	
２．国際交流・国際協力の推進			
2-1	海外都市との交流の促進	姉妹・友好都市*等との「中学生派遣事業」を推進します。また、海外派遣事業を通じて、より多くの市民が海外の文化等に関心を持ち、豊かな国際感覚を持つことができるよう、オンラインでの交流を含めた様々な市民参加型の交流機会を提供します。	
2-2	国際交流・国際協力への市民の参加促進	市民の国際交流や国際協力を拡大推進するため、国際交流団体や通訳・翻訳ボランティア*等と国際化を目的とした交流・協力活動（インターナショナルフェスティバル・国際交流カフェ）を推進します。	❗
３．国際感覚豊かな人材の育成			
3-1	国際理解の推進	「国際理解教室」といった各種講座・講演会による国際理解への取組の充実を図ります。	
3-2	国際化に対応した教育の推進	「ＡＬＴ*の全校配置」等を通じて、児童生徒が日常的に英語でコミュニケーションができる機会を設け、国際教育及び外国語教育の充実を推進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
外国人への情報提供の充実	外国人相談員の増員	３人	５人	■❗
	相談人数の増加	2,700人／年	3,000人／年	
姉妹・友好都市*等との交流事業	姉妹・友好都市*等の交流事業参加人数	９人	100人	
国際交流・国際協力への市民参加促進	国際交流事業に参加している市民の数	2,500人	3,000人	■
	ＣＩＲ*（国際交流員）招致事業	０人（ＡＬＴ*との兼務３人）	２人（専任業務として）	
	通訳・翻訳ボランティア*の促進	10人	15人	

－３　互いに思いやり認め合う地域社会

1-3-1　恒久平和

● 現状と課題

終戦から75年を過ぎ、戦争体験をした世代がわずかとなる中、平和の尊さや戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさを次の世代に伝え、風化させないようにしていく必要があります。

本市は、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の達成のため努力することを決意した「平和都市宣言*」を平成４（1992）年７月に行い、平和事業として、平成７（1995）年度から「平和展」、平成８（1996）年度から「広島平和記念式典中学生派遣事業」を毎年度実施しています。

また、平成24（2012）年３月には平和基金条例を制定し、広く市民等から基金の原資を募り、毎年、小学校・中学校・義務教育学校*に平和啓発図書を配布し、各種平和事業の推進を図っています。

今後も、市民が生命の尊厳と平和の価値を深く認識することができるよう、市民ぐるみの平和活動を展開していくことが求められています。

● 基本方針

市民一人ひとりが戦争の悲惨さや平和の尊さを再認識するとともに、恒久平和を目指し、あらゆる機会を通して市民の平和意識を高めていくため、市民総ぐるみの平和事業の推進に取り組みます。

さらに、戦後・被爆75年という節目の年が過ぎ、戦争体験者や被爆者の高齢化が進み「平和を愛する心」を語り継ぐことが難しくなっていることから、戦争や原爆の傷跡を風化させることなく次の世代に引き継ぐためにも、広島平和記念式典中学生派遣団をはじめ、平和展や平和ポスターコンクール、平和啓発図書の配布など、小学校・中学校・義務教育学校*の児童生徒を対象とした事業を中心に実施します。

平和展「生涯学習センター」

平和展「生涯学習センター」

戦争や原爆の傷跡を風化させることなく次世代へ引き継ぐことをめざして

● 個別施策

［❗：市民提案］

1．平和意識の高揚			
1-1	平和に関する催事の開催	平和展等の催事を開催し、市民一人ひとりが戦争の悲惨さや平和の尊さを再認識する契機とし、市民の平和意識の高揚を図ります。	
1-2	平和基金の活用	平和基金を活用し、派遣事業、平和展、平和ポスターコンクール、平和啓発図書の配布などの平和事業を拡大し、平和意識の高揚を図ります。	
2．市民平和運動の促進			
2-1	次世代を担う若者の平和事業への派遣	広島平和記念式典など、公の平和催事等へ中学校・義務教育学校*の生徒を派遣します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
平和展の開催（原爆・戦争・内紛）	入場者数	786人／年（R1）	1,000人／年	
	市ホームページ平和事業へのアクセス*件数	1,072件／年（R1）	1,200件／年	

「原爆の子の像」へ千羽鶴の奉納

原爆ドームの見学

１-３-２　人権尊重

● 現状と課題

すべての市民の基本的人権が尊重される社会の実現に向けて施策を実施していますが、未だに社会的身分、門地（家がら）、人種、民族、性別、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）*、障がいのあることによる差別や偏見が多く存在している現実があります。

また、近年では、インターネット*による人権侵害の問題が深刻化しています。

これらの時代に応じた様々な人権問題の解決を図っていくためには、人権講演会等の開催や人権啓発資料の配布・広報掲載などを通して人権教育及び人権啓発を推進し、人権侵害を防止するとともに、人権意識の高揚を図ることによって課題解決を進めていく必要があります。

● 基本方針

本市では、平成16（2004）年に「小山市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成18（2006）年に「小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。平成19（2007）年に、この基本方針の規定に基づいた「小山市人権施策推進基本計画」を策定し、より一層、市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、互いに認め合い、共生できる社会の実現を目指すため、様々な人権施策を推進します。

また、広範で多様な人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図るため、あらゆる場と機会を通じて講演会や研修会を開催し、人権啓発資料の広報等への掲載により周知することで、人権教育及び人権啓発を推進していきます。

さらに、人権を侵害された方、人権侵害を受けるおそれのある方などに対する相談・支援体制の充実を図ります。

出前講座

小学生人権の花運動

すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．人権施策の推進			
1-1	計画的な人権施策の推進	各種人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的指針となる第４次小山市人権施策推進基本計画を策定します。	
２．人権教育の推進			
2-1	生涯学習を通じての人権教育の充実	学校・公民館・企業等における人権学習会や講座等、各世代を対象とした多様な学習の機会を提供し、人権が尊重された雰囲気のもと、人権問題への理解や、他人を思いやる心の醸成を図ります。	
2-2	講演会・研修会の内容の充実	社会の変化に対応した講演会や研修会を開催し、人権に関する現状の正しい理解と人権意識の高揚を図ります。	
３．人権啓発の推進			
3-1	人権尊重の意識啓発の充実	人権意識をより一層高めるために広報への掲載及び各種刊行物を作成し、様々な機会に配布することで人権啓発活動の展開を図ります。	
４．人権相談事業の充実			
4-1	人権侵害された方に対する支援	人権を侵害された方、人権侵害を受けるおそれのある方などに対する相談・支援を行います。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
人権講演会事業	講演会や企業・公民館・学校・職員等の人権研修の年間実施回数	31回	34回	
人権啓発推進事業	講演会やイベント等での街頭啓発活動の年間実施回数	８回	10回	

人権講演会

人権啓発活動

－４　互いに尊重し合いともに活躍できる男女共同参画

１-４-１　男女共同参画・女性活躍推進

● 現状と課題

本市では、「みんなで 築こう 参画*社会」をスローガンに、平成13（2001）年に「男女共同参画都市宣言*」を行い、平成16（2004）年には、「小山市男女共同参画推進条例*」を制定し、男女共同参画*社会の実現に向けた基本理念や、市・市民・事業者の責務などを定めました。また、平成18（2006）年から５年ごとに「小山市男女共同参画基本計画*」を策定し、社会情勢の変化に対応した男女共同参画*の推進に関する施策を積極的に実施してきました。

さらに、平成27（2015）年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝き、あらゆる分野において活躍できるよう事業を進めています。

しかしながら、性別による役割を固定的にとらえる意識や慣行がいまだ根強く残り、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）*や各種ハラスメント*の蔓延、政策・方針決定過程への女性の参画*や男性の家庭生活への参画*が十分でないなど、多くの課題が残されています。また、性の多様性*への対応、ワーク・ライフ・バランス*の更なる推進、ＳＤＧｓ*のゴールの１つであるジェンダー*平等への取組など、取り巻く環境の変化に合わせた対策が必要になっています。

今後も、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により、社会のあらゆる分野に対等に参画*し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画*社会の早期実現と、女性活躍の更なる推進に向け、市・市民・事業者の協働*により取り組むことが求められています。

● 基本方針

平成16（2004）年に制定した「小山市男女共同参画推進条例*」の６つの基本理念に基づき、市・市民・事業者の協働*により、性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に女性も男性も等しく参画*し、ともに責任を担い、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

また、誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで生活できるワーク・ライフ・バランス*を推進するため、市民や事業者の意識の向上を図ります。

【基本理念】
１．男女の人権の尊重
２．社会における制度又は慣行についての配慮
３．施策等の立案及び決定への共同参画*
４．家庭生活における活動と他の活動の両立
５．男女の性についての理解と健康の確保
６．国際社会の動向を踏まえた取組

みんなで　築こう　参画社会

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．男女共同参画*社会に向けた意識の向上			
1-1	男女共同参画*意識の向上	ジェンダー*に基づく意識・慣行の見直しに向け、男女共同参画*意識の向上を図るとともに、多様な性のあり方にも配慮した、性別にとらわれない生き方を認め合えるよう啓発を行います。	❗
1-2	男女共同参画*推進のための教育・学習の充実	幼児教育や学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域社会において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に男女共同参画*の視点に立った教育・学習の推進を図ります。	
1-3	男性の男女共同参画*への理解と支援	男女共同参画*に関する男性の理解を促進するとともに、男性が家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画*できるよう啓発や支援を推進します。	
２．あらゆる分野における男女共同参画*の推進			
2-1	政策・方針決定過程への女性の参画*	政策・方針決定過程への女性の参画*を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント*支援、女性活躍の取組支援を通じてあらゆる分野への参画*を進めます。	❗
2-2	産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画*の推進	男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成*など、女性のチャレンジへの支援を行うとともに、ハラスメント*防止に関する取組を行い、あらゆる分野における女性活躍と男女共同参画*を推進します。	
2-3	ワーク・ライフ・バランス*の推進	仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、男性の家庭参画*に対する経営者や管理職の意識向上への取組を強化し、ワーク・ライフ・バランス*の推進を図ります。	❗
2-4	地域における共生・協働*社会を目指した男女共同参画*の推進	地域における女性リーダーを育成し、男女がともに地域活動やＮＰＯ*・ボランティア*活動等に参加することで、男女共同参画*の視点が根づくよう支援するとともに、共生・協働*社会を目指します。	❗
３．暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり			
3-1	女性等に対するあらゆる暴力の根絶	ＤＶやデートＤＶ*、性暴力の根絶に向け、防止対策強化としてパープルリボン運動*の普及啓発、関係機関や専門家等と連携した救済・自立支援を推進します。	
3-2	人生 100 年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進	男女のライフステージ*に応じた生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいづくり、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に推進します。	
3-3	困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援	女性等の貧困を解消するとともに、高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）*などの人たちも安心して暮らせる環境の整備を図ります。	
3-4	男女共同参画*の視点に立った防災対策	男女共同参画*の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画*を促進します。	
４．計画の推進			
4-1	男女共同参画*の総合的推進	男女共同参画*の推進を更に着実に図るため、推進体制を強化します。	

－４　互いに尊重し合いともに活躍できる男女共同参画

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　！：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
男女共同参画*を推進する啓発活動の充実	固定的性別役割分担意識*に同意しない人の割合	72.7%（R1）	80.0%（R6）	
審議会等への男女のバランスのとれた登用	各種審議会等に占める女性委員の割合	39.0%	40%以上60%以下	！
小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者*認定事業	小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者*認定数	65社	115社	◉ ！
女性の職業生活における活躍の推進	管理的職業従事者*全体に占める女性の割合※１	16.7%（H27）	30.0%（R2）	◉
男性の育児･家事参画*への支援	男性の育児休業取得率	4.5%（H30）	15.0%（R5）	◉ ！
小山市男女共同参画基本計画*の推進	社会全体における男女平等意識について「平等」と感じている市民の割合	15.6%（R1）	20.0%（R6）	！
小山市男女共同参画推進サポーター*の活動強化	小山市男女共同参画推進サポーター*数	64人（R1）	100人	

※１　総務省「国勢調査」による指標のため、結果の公表は概ね５年後となる。

男女共同参画*推進啓発活動

男女共同参画*フェア

小山市女子学生模擬議会

おやまＦ１*評定

小山市パープルリボン運動*啓発

イクメン*パパのスキルアップセミナー

男女共同参画*の視点に立った防災研修

［優秀賞］高子 千咲 様

第2章

持続可能な行財政運営と広域連携による行政・ひとづくり

【行財政改革・広域連携】

2-1　行政サービスの向上と効率的な行財政運営

2-1-1　行財政改革

2-2　公共施設の最適な配置と適正な維持管理

2-2-1　公共施設

2-3　定住自立圏構想の推進

2-3-1　地域間連携と定住自立圏構想

2-4　自立性の高い都市

2-4-1　地方創生・地方分権

－１　行政サービスの向上と効率的な行財政運営

2-1-1　行財政改革

● 現状と課題

本市の財政状況は、全国･県内市町と比較し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が低く、財政力を示す財政力指数が高いなど、概ね自律的な財政基盤を確立していますが、その一方で大規模災害等不測の事態に備えるための積立金である財政調整基金が少なく、市債等将来返済しなければならない負債の標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率が高いなど、改善すべき課題もあります。特に今後は、生産年齢人口*の減少や高齢化の進行により、市税等の減収や社会保障費の増加が見込まれるなど、大変厳しい財政運営となることが想定されることから、更なる自主財源確保を図るとともに、業務効率化や民間活力の活用といったコスト*意識を持った経費全般にわたる節減合理化を推進するなど、歳入に見合った歳出構造改革に一層取り組み、限られた財源を有効かつ効果的に活用し、併せて市民への情報発信により市政の透明性を高めていくことが必要です。

市税対策としては、庁内に市税確保対策本部会議を設置するとともに、毎年、市税確保対策事業計画を策定し、目標収納率の達成に向けて早期財産調査による滞納処分*の強化を図り、市税等収納率の向上対策に取り組んできましたが、依然として収納率は低い状態にあることから、現年度分滞納を防ぐための市税等コールセンター*設置をはじめ、有効な対策の実施が喫緊の課題となっています。

さらに、限られた人的資源の中で更なる業務効率化を図るため、ＡＩ*やＲＰＡ*などのＩＣＴ*を活用した業務効率化に取り組むとともに、新たな行政課題に対応し、市民への必要な行政サービスの提供を継続することが重要です。

将来を見据え課題を先取りする戦略的な行財政運営の推進

● 基本方針

将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、財源の確保や、会議録作成などＩＣＴ*の活用が図れる業務の効率化による行政コスト*の削減、優先度による施策・事業の選択を図るとともに、財政調整基金積立計画に基づく一定規模の財政調整基金の確保、及び市債発行額の抑制により、増大する行政需要や災害等に弾力的に対応できる財政運営を目指します。また、広報やホームページ等への公表により積極的な情報の発信・共有化を図ります。

市税収納率向上対策では、市税等コールセンター*を設置し累積滞納を未然に防止することにより安定した市税等収入を確保し、更なる徴収体制の強化を図りながら効率的・効果的な滞納処分*を進めていくとともに、引き続きスマートフォン決済アプリ*等の更なる拡大を図るなど、納税者が納税しやすい環境を整備していきます。

さらに、少子高齢化の加速度的進行等、急激な変化を迎えている社会環境や市民ニーズ*の複雑化・多様化に的確に対応するため、限られた行政資源を有効活用し、平成28（2016）年１月に導入した個人番号カード（マイナンバーカード）*の利用促進等により、効果的・効率的な市民サービスを提供する仕組みを構築するとともに、市民・企業・行政との役割分担を見直し、それぞれの主体性を生かした協働*によるまちづくりを進めるため、民間委託等の推進により公共サービスの質の向上を図ります。

加えて、職員研修の実施や自己啓発意欲を促進させることにより、自ら考え判断し、問題解決のために積極的に行動できる人材の育成を推進し、ＩＣＴ*環境の整備と合わせ必要最小限の職員配置と組織機構の最適化を図りながら、より質の高い市民サービスを提供します。

個人番号カード（マイナンバーカード）*

キオスク端末

－１　行政サービスの向上と効率的な行財政運営

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．市民サービスの利便性向上			
1-1	スマートフォン決済アプリ*による市税等の納付の推進	市税等について、スマートフォン決済アプリ*による納付方法を拡充し、市民の利便性の向上を図ります。	
1-2	個人番号カード（マイナンバーカード）*の利用促進	個人番号カード*の発行促進や個人番号の利用方法を検討し、行政事務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。特に、コンビニのマルチコピー機*及び市役所のキオスク端末による住民票・印鑑証明書等の取得を推進し、市民の利便性向上を図ります。	
２．将来にわたり持続可能な財政運営の確立			
2-1	財源の確保	国・県補助金の積極的な活用、計画的な地方債借入と低利資金の活用、使用料・手数料の適正化、ふるさと納税*の充実強化等により財源の確保を図ります。また、市税の公平・適正な賦課の推進、滞納管理システムによる滞納整理事務の効率化及び徴収体制の強化、市税等コールセンター*の新設等、市税確保を図ります。	
2-2	健全な財政運営	ＩＣＴ*等を活用した効率的な行政運営を推進し、経常経費*の削減を図るとともに、計画的な公共工事の実施により市債発行額を抑制し、市債残高の減少に取り組む等、健全な財政運営を推進します。	
３．市民と行政の協働*			
3-1	市政の透明性の向上	広報紙やホームページ等を活用するとともに、市民に分かりやすい行政情報の発信に取り組むことで、市政の透明性を確保して、市民の市政に対する理解と信頼を深めます。	❗
４．新しい時代に即した人材育成・管理の適正化			
4-1	職員の資質向上・能力開発	意識改革に効果的な職員研修の実施や自己啓発意欲の促進により、職員の資質向上・能力開発を行うとともに、専門性を必要とする業務に対応するため、他団体や専門的研修機関への派遣研修を積極的に行います。	
4-2	計画的な定員管理の推進	職員の効率的配置と人件費の抑制を図るとともに、将来的な年齢及び階層構成のバランスが取れるよう適正な人員配置及び組織改革を行います。	
５．効率的な組織・行政運営			
5-1	事業の民間委託等の推進	多様化・高度化する市民ニーズ*に的確に対応するため、民間ができることは民間に委ねるなど、行政との適切な役割分担のもと推進していきます。	
６．ＩＣＴ*環境の整備			
6-1	会議録作成業務の効率化	会議時間の３～５倍以上かかるとされている会議録作成に、ＡＩ*技術と専用ソフトを活用し、自動的に文書化することで、業務効率化を図ります。	
6-2	ＩＣＴ*分野の行政サービス継続（ＩＣＴ－ＢＣＰ*）	災害や不測の事態において優先的に業務継続する必要があるシステムを洗い出し、ＩＣＴ*業務継続計画を策定することにより、被害を最小限に抑え、早期の業務復旧を図ります。	
6-3	情報セキュリティ*の強化	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行やスマートフォン*の普及など情報技術の進歩に伴い、個人情報保護に配慮した管理体制や情報セキュリティ*の強化を行います。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
個人番号カード（マイナンバーカード）*利用促進事業	交付枚数	33,000枚（R1）	90,000枚	
マルチコピー機*証明書交付事業	証明書発行件数	7,600件／年（R1）	17,000件／年	
市税確保対策事業（滞納管理システム更新事業）	市税収納率の向上	98.55%（R1）	99.05%	
小山評定*ふるさと応援事業	ふるさと納税*の毎年度の寄附額	243,309千円（R1）	370,000千円	◉
民間委託等推進計画の推進	民間等への委託導入事業数	22業務（R1）	28業務	
ＡＩ*による会議録作成支援事業	会議録作成作業削減時間	システム整備・活用開始	4,500時間／年	★
広報おやまの内容充実	広報おやまの浸透度（読まれている割合）	69.6%	72.0%	★

－２　公共施設の最適な配置と適正な維持管理

2-2-1　公共施設

● 現状と課題

本市は、人口の増加や行政需要の拡大等を背景に、昭和40年代から昭和50年代にかけて、多くの公共施設等を集中的に整備することにより、良質な市民サービスの維持・向上を図ってまいりました。

一方、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口*の減少による歳入減及び高齢者人口の増加による社会保障費等の歳出増が見込まれる中、今後、多くの公共建築物が老朽化による建替えや修繕・改修に多額の経費が必要であり、平成30（2018）年１月に策定した「小山市公共施設マネジメント推進計画」において、その必要経費は、平成28（2016）年度から令和37（2055）年度の40年間で、約3,809億円と試算しています。

このため、適切な維持管理や更新等を行い、緊急的維持補修に努め、良好な状態を保持しながら将来に引き継いでいくことが大きな課題となっています。

また、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するためには、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行っていく必要があります。

● 基本方針

このような状況のもと、総務省の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26（2014）年４月22日　総財務第74号）」を受け、平成28（2016）年３月に今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための指針となる「小山市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

引き続き、「小山市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、「小山市公共施設等マネジメント推進計画」に基づき、施設需要の変化に応じた公共施設の質と量の最適化を推進します。

また、日常的な点検と緊急的維持補修に努めるとともに、「小山市公営住宅等長寿命化計画」、「小山市学校施設長寿命化計画」、「小山市公共建築物長寿命化計画」の各個別施策計画に基づき、公共施設の長寿命化を見据えた計画的な維持・保全を推進します。

公共施設の配置を最適かつ持続発展可能なものへ

● 個別施策

［❗：市民提案］

1．持続発展可能な公共施設の配置			
1-1	公共施設の最適な配置の推進	市民が将来にわたって公共施設を利用できるよう、長期的視点のもと、更新・統廃合等を総合的・計画的に行い、質と量の最適化を図ります。	❗
1-2	公共施設の総合的・計画的な管理の推進	市民が将来にわたって公共施設を利用できるよう、日常的な点検と緊急的維持補修に努めるとともに、長期的視点のもと、点検・改修・長寿命化等を総合的・計画的に行います。 また、学校及び市営住宅については、「小山市学校施設長寿命化計画」、「小山市公営住宅長寿命計画」に基づき、既存施設の改修を行い施設の長寿命化を図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
公共施設マネジメント推進事業	譲渡や除却等により縮減した施設延床面積	0㎡	7,327㎡	◉■
学校適正配置*等及び小中一貫校推進事業	学校適正配置*推進等により縮減した施設延床面積	0㎡	4,898㎡	◉■
学校施設長寿命化推進事業	事業実施校数	0校	6校	★
市営住宅長寿命化推進事業	改修実績棟数	39棟	67棟	◉■

－３　定住自立圏構想の推進

2-3-1　地域間連携と定住自立圏構想

● 現状と課題

少子高齢化、人口減少の一層の進行が見込まれる中、基礎自治体が全ての行政サービスを単独で行う行政運営からの転換を図り、一定の地域を基盤とした相互連携により活力ある社会経済を維持していくことが必要になっています。

こうしたことから、本市では、地域間の連携として、昭和58（1983）年４月に、小山市・下野市・野木町・上三川町による小山広域保健衛生組合*を設立し、ごみ処理・し尿処理・夜間休日急患診療等の事務を連携して実施することで、広域的な課題に効果的・能率的に取り組んでいます。

また、平成26（2014）年10月には、茨城県結城市と友好都市盟約を締結し、これまで培われた絆を更に強め、経済、教育、文化、医療等の交流を図っています。

平成28（2016）年４月には、下野市･野木町･茨城県結城市と定住自立圏形成協定を締結し、「小山地区定住自立圏」を構成することにより、本市を中心市とする圏域全体の活性化と住民が幸せを実感できる魅力ある圏域の形成を推進しています。

平成29（2017）年10月には、茨城県・栃木県・群馬県及び埼玉県の県境に位置する自治体が、魅力ある圏域の形成を目的に設置している「関東どまんなかサミット会議」に加入し、災害時の相互応援や公共施設の相互利用等の連携事業を実施しています。

さらに、平成30（2018）年９月からは、栃木市との政策連携を強化するための取組も進めています。

今後も、本市及び近隣地域の特性や資源等を生かした連携拡大を図るとともに、地域振興・活性化に取り組むことで、更なる住民サービスの向上が求められています。

● 基本方針

少子高齢化・人口減少社会*においても、住民が住みたい・住み続けたいと思える魅力的かつ持続可能なまちづくりを目指すため、周辺市町との連携を強化していきます。

まず、「小山地区定住自立圏構想*」においては、「第２期小山地区定住自立圏共生ビジョン」に基づき、経済・生活圏をともにし、歴史・文化的にも密接な関係にある近隣市町と連携・協力し、健康・医療・福祉・教育・環境共生*・災害対策等の生活機能の強化や地域間交流、交通ネットワーク*の強化、人材の交流・育成等に取り組み、住民にとって魅力ある圏域づくりを目指します。

また、「関東どまんなかサミット会議」においては、まちづくりの情報交換や災害時における相互応援体制の整備、文化・スポーツ施設等の相互利用の更なる充実に取り組みます。

さらに、「栃木市との政策連携」においては、広域路線バス*の相互乗入れ、介護人材確保に向けた共同研修、地域密着型通所介護事業所の相互利用等、生活に必要な都市機能を確保します。

こうした連携強化に加え、柔軟な枠組みによる地域間連携を活用し、多様化する地域課題の解決に取り組み、経済・生活・交流・市民活動・福祉の向上と圏域の活性化を図ります。

地域資源を活用し　豊かな暮らしをつくる都市間連携

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．地域間連携の充実・強化			
1-1	関東どまんなかサミット	県境に位置する隣接地方自治体が相互に協力し、魅力ある圏域の形成を目指します。	❗
1-2	栃木市との政策連携	小山市・栃木市両市が共有する課題を解決し、地域全体の活性化や市民サービスの向上を図るため連携事業を推進します。	❗
２．定住自立圏構想*の推進			
2-1	医療連携体制等の強化	身近な地域の中で切れ目のない医療サービスを受けることができるよう、新小山市民病院や自治医科大学付属病院等の救急医療機関の役割分担のもと、適切な医療提供体制の構築に向け、救急医療体制*及び地域医療に関する連携体制の充実・強化に取り組みます。	
2-2	教育・文化環境の連携	図書館や文化・スポーツ施設の相互利用などにより、市民の利便性向上と教育・文化の交流を図ります。	❗
2-3	循環型社会*に向けた広域連携	広域的なごみ処理やし尿処理を行うとともに、循環型社会*に向けた３Ｒ*（リデュース・リユース・リサイクル*）の取組を推進します。	
2-4	広域防災体制の整備	災害時等における関係市町との相互協力や合同訓練の実施等、広域的な防災体制の整備を推進します。	
2-5	地域間連携による地域振興・活性化	渡良瀬遊水地の活用を核として近隣市町との連携による地域振興・活性化を図ります。	❗
2-6	道路ネットワーク*の形成	利便性の高い地域を形成するため、広域的・体系的な道路ネットワーク*の形成を推進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
各市町間道路整備促進協議会の開催	周辺市町間の連絡道路（県事業）の整備率	43.0%	74.0%	◉
第２期 小山地区定住自立圏共生ビジョン策定・取組推進	圏域人口の累計社会増加数	555人（R1.4～R2.3）	2,500人（R2.4～R7.3）	◉■

－４　自立性の高い都市

2-4-1　地方創生・地方分権

● 現状と課題

日本の人口は、平成20（2008）年をピークに減少局面に入っており、これまで増加傾向を維持してきた本市の人口も、令和２（2020）年をピークに減少していくことが予想されています。

人口の減少は、経済活動の縮小や税収の減少、コミュニティ*機能の低下など、将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすことから、市民がいきいきと暮らせる持続可能なまちを目指し、地方創生*を推進することにより、若者や女性の東京圏*への流出抑制や多様な人材が活躍する多文化共生社会の実現などに引き続き取り組んでいくことが重要です。

また、地域の課題や多様化・高度化する市民ニーズ*に的確に対応するためには、地方自治体が自主性・主体性を発揮できる枠組みづくりが不可欠であることから、権限移譲や税財源配分等をはじめ、更なる地方分権改革の推進を図ることが求められています。

● 基本方針

出生率の低下によって引き起こされる人口減少に歯止めをかけるとともに、特に、若い世代の東京圏*への人口の過度の集中を是正し、地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある小山市を維持する必要があります。

このため、「第２次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略*」に基づき、農・商・工業・観光の振興による新たな雇用の確保、若者や女性の移住・定住の促進、関係人口*の拡大や人の流れの創出、出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現などに向けた施策に取り組み、本市の特色を生かした、市民誰もが安全・安心に、いつまでも健康で生きがいをもって暮らせる持続可能な地域づくりを推進し、未来へ向けて持続的に発展する活力・魅力あるおやまの創出を目指します。

さらに、国が地方分権改革を進めるため導入した「提案募集方式」は、「地域の実情に合わなくなった」、「新たな取組を行う上での支障となっている」などの課題解決のため、国が地方自治体から提案を受けるというものです。当制度の活用により解決・改善されたものの中から、本市においても、「公金の電子マネー*決済」や「ふるさと納税*のオンラインでの電子送付」などを取り入れています。総合的な観点から、市民サービスの向上につながる規制緩和や権限移譲を推進するとともに、権限移譲に見合った地方税財源の充実・確保を図ります。

活力を失わず、いきいきと暮らせる社会をめざして

● 個別施策

［❗：市民提案］

1．まち・ひと・しごと創生の推進			
1-1	産業の振興による新たな雇用の創出	産業の振興により新たな雇用を創出し、併せて情報の発信を推進するとともに、地場産業の育成・振興により、地域の活性化を図ります。	
1-2	新しい人の流れの創出	渡良瀬遊水地や本場結城紬*をはじめ、本市の優れた自然、文化・歴史等の地域資源を活用し、交流人口*の拡大を図ります。	
1-3	結婚・出産・子育ての希望の実現	出会いから結婚・妊娠・出産・子育てに至るライフステージ*に応じた切れ目のない支援を行い、結婚を核とした若者や女性の希望の実現を進めます。また、公立保育所の民営化の推進、保育園の新設及び認定こども園*への移行を支援することにより、待機児童*などの対策と保育サービスの充実を図ります。	
1-4	持続可能な地域づくり	コンパクトシティ*の推進、良好な住環境の創出、健康づくりの推進、医療環境の充実、地域コミュニティ*づくり、災害に強いまちづくり、定住自立圏の推進などにより、持続可能な地域づくりを進めます。	❗
2．地方分権改革への対応			
2-1	地域分権改革に対応した行政経営システムの確立	「提案募集方式」による、住民サービス向上のための規制緩和等、移譲される事務の実情に即した執行体制の整備などを進めます。	
2-2	権限移譲に見合った地方税財源の充実・確保	権限移譲や事務量の増大に見合った地方税財源の充実・確保に関する国・県への要望活動を行います。	
3．移住・定住・交流プロモーションの推進			
3-1	移住・定住・交流プロモーションの推進	移住・定住につながる本市の魅力を発信することに加え、本市への移住や定住のきっかけとなる住宅取得支援策の経済支援を行います。	❗

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
新規工業団地開発推進事業	新規雇用者数	52人	400人	◉ ■ ❗
渡良瀬遊水地のエコツーリズム*推進事業	渡良瀬遊水地を活用したエコツーリズム*の推進による交流人口*の拡大	22,000人（H30.3）	30,000人	◉
認定こども園*への移行推進	年度途中（10月現在）での待機児童*数	23人（R2.10）	0人	◉
公立保育所民設民営化事業				◉
とちぎ結婚支援センター小山*運営事業	お引き合わせ数	383組（R1）	520組	◉
移住・定住・交流プロモーション事業	転入者から転出者数を除した数	241人（R1）	250人	◉ ❗
転入勤労者等住宅取得支援補助金	転入勤労者等住宅取得支援補助金を利用した転入者数	491人（R1）	500人	◉

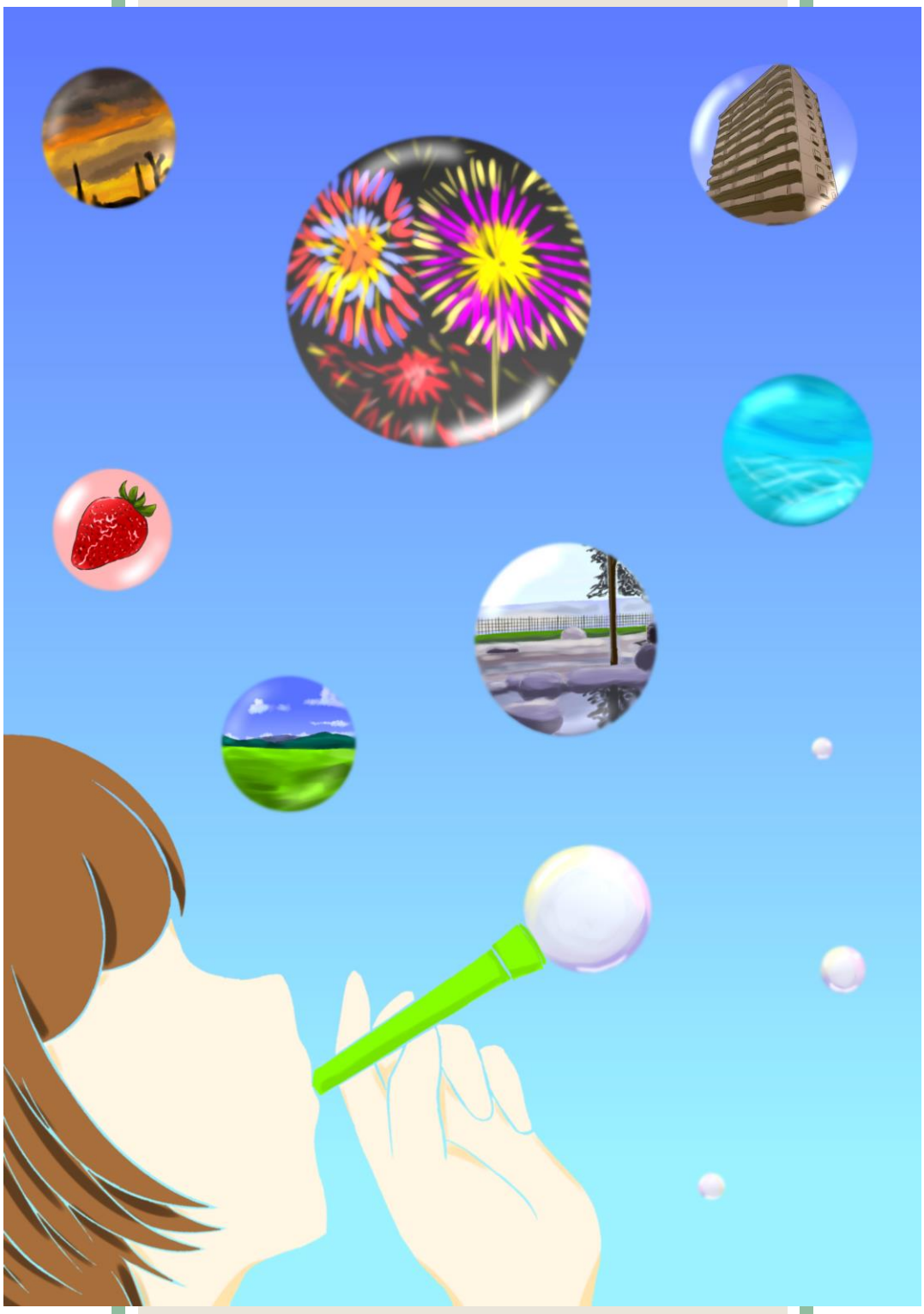

［入選］黒﨑 愛梨 様

第3章

未来を担う次世代の育成と学び・文化を育むひとづくり

【次世代育成・教育文化】

3-1　ともに明るい家庭を築けるまち
3-1-1　家庭づくり支援

3-2　未来を担うおやまっ子育成
3-2-1　子育て支援

3-3　確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む学校教育
3-3-1　義務教育
3-3-2　高等学校・高等教育

3-4　豊かな人と地域を創る生涯学習環境
3-4-1　生涯学習
3-4-2　青少年育成

3-5　多彩で個性ある市民文化とスポーツのまち
3-5-1　市民文化
3-5-2　歴史文化
3-5-3　スポーツ・レクリエーション

－1　ともに明るい家庭を築けるまち

3-1-1　家庭づくり支援

● 現状と課題

本市において、未婚率の増加、晩婚化の進行などにより、平成26（2014）年には834組だった婚姻数が、５年後の令和元（2019）年には754組と年々減少しています。

また、結婚をしても、核家族化や不安定な経済状況などから、夫婦が希望する子どもの出生数を叶えることが難しいと考えられています。

このような状況から、結婚し家庭を作ろうとする希望や子どもを生み育てようとする希望を持つ若い世代が、それぞれの希望や理想に応じた豊かな生活を送ることができるような環境づくりが求められています。

さらに、市内に地域周産期医療機関*等がないため、周産期*において比較的高度な医療を要する妊婦は、市外で出産を余儀なくされることがあり、身近な医療圏で安心して出産ができる体制構築を図るため、関係機関と連携を図り周産期*医療の充実が必要です。

● 基本方針

若い世代が、それぞれの希望や理想に応じた生活を安心して送ることができるよう、とちぎ結婚支援センター小山*を運営し結婚につながる出会いの場を提供するとともに、産後うつや子どもの虐待を未然に防止するため、出産・育児に対する不安感や負担感の軽減などの多様な観点から、「母子健康包括支援センター*」の設置により「産後ケア事業*」や「産前・産後サポート事業*」等を必要な市民が利用できるよう、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援と環境づくりを推進します。また、周産期*に係る比較的高度な医療行為を実施する医療機関（地域周産期医療機関*）や小児医療の充実を図ります。

さらに、男女がともに支え合うことを大切に、家庭を築き、子育てと就労を両立させることができるよう、男性の育児・家事への主体的な参加を促進するとともに、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス*の取組を促進します。

とちぎ結婚支援センター小山*

若者の夢や希望を叶えられるおやま

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援			
1-1	結婚活動応援事業の推進	未婚率の上昇や晩婚化による婚姻数の減少を少子化要因の一つと捉え、結婚を望む男女の結婚支援のため、とちぎ結婚支援センター小山*を運営します。	
1-2	妊娠・出産に関わる経済的負担の軽減	妊産婦医療費や妊産婦一般健康診査、不妊・不育治療費の助成など、妊娠・出産における経済的負担の軽減を図ります。	
1-3	周産期*・小児医療の充実	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、周産期*に係る比較的高度な医療行為を実施する医療機関（地域周産期医療機関*）や小児医療の充実を図ります。	
1-4	妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援	妊娠期から育児期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、子育て世帯の安心感が得られるよう、産前・産後サポート事業*等の対象に父親を加える等、父親を含めた相談・支援体制の充実を図ります。	❗
２．互いに支え合える社会づくり			
2-1	男性の家庭参画*への支援	男性の家事や子育てに対する意識の醸成を図り、市内事業所に向けたワーク・ライフ・バランス*推進の取組を進めることで、男性の家庭参画*を支援します。	❗
2-2	命の育みと尊さを学ぶ機会の充実	子どもたちが命を育むことや家庭を築くことに夢や希望をもてるよう、小・中・義務教育学校*の児童・生徒への「命の授業」や「思春期保健事業」を通して、生命の尊さを学ぶ機会を充実します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
とちぎ結婚支援センター小山*運営事業	お引き合わせ数	383組（R1）	520組	◉
母子健康包括支援センター*設置・運営	要支援妊婦の支援割合	85.0%	90.0%	★◉
周産期*・小児医療体制の整備充実	地域周産期医療機関*数	0箇所	1箇所	◉■
産後ケア事業*	育児への不安が減った人の割合	66.0%	75.0%	◉

－２　未来を担うおやまっ子育成

3-2-1　子育て支援

● 現状と課題

本市の総人口は増加傾向が続いておりますが、年代別に見ると15歳未満の年少人口は年々減少しており、平成21（2009）年には1,447人だった出生数が令和元（2019）年には1,209人にまで減少しています。

また、平成30（2018）年の合計特殊出生率*は1.36と、国（1.42）や県（1.44）を下回っており、少子化が進行しています。

少子化の背景としては、非婚化・晩婚化や核家族化のほか、子育てに関する経済的負担や体力的・精神的負担感の増大が考えられます。

一方、共働き家庭の増加等により年々保育需要は伸びており、施設整備等による保育定員拡大を図ることで、令和２（2020）年４月には待機児童*数「０」を達成したものの、同年10月には待機児童*数は23人、特定の保育施設を希望するなどの潜在的待機児童数*は204人となっています。

このような状況を踏まえ、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを社会全体の取り組むべき重要課題と捉え、多様なニーズ*に対応した更なる子育て支援の充実を推進していくことが重要です。

● 基本方針

市町村には、子ども・子育て支援の実施主体として、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進し、ニーズ*に応じた制度・サービスの充実を図ることが求められています。

本市の子育て支援は、第２次小山市子ども・子育て支援事業計画*（計画期間：令和２（2020）年度から令和６（2024）年度）を令和２（2020）年３月に策定し、「子育ての輪がひろがり　未来につなぐ夢・希望あふれるまち　おやま」を基本理念とするとともに、３つの基本視点、「出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目のない支援を推進」、「すべての親が安心して子育てできる環境づくりを推進」、「すべての子どもの健やかな育ちを支援」に基づき、市民・地域・企業・行政が一体となって子育て家庭に寄り添う支援を行います。

また、共働き家庭の増加により高まる保育需要に対応するため、令和２（2020）年３月策定の第３次小山市保育所整備計画*（計画期間：令和２（2020）年度から令和６（2024）年度）に基づき、保育定員拡大のための公立保育所の民営化の推進、保育園の新設及び認定こども園*への移行支援を行い、待機児童*などの解消と保育サービスの充実を進めます。

小児救急医療については、小児救急医療体制*の充実を図るための整備、かかりつけ医*を持つことや緊急時の適切な受信についての啓発・推進を行うことで、安心して救急医療が受けられるよう取り組みます。

子育ての輪がひろがり　未来につなぐ夢・希望あふれるまち　おやま

個別施策

［！：市民提案］

１．幼児期の教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保			
1-1	認定こども園*への移行推進	幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園*」を計画的に普及させ、教育と保育を一体的に受けられる環境を整備することにより、保育の場を増やし待機児童*などの解消を図ります。	
1-2	保育所整備計画の推進［公立保育所の民営化］	第３次小山市保育所整備計画*に基づき、公立保育所の民営化を進め、保育定員拡大による待機児童*などの解消と、民間活力導入による保育サービスの充実を図ります。	
1-3	幼児教育支援	幼稚園・保育園（所）・認定こども園*と小学校・義務教育学校*の円滑な接続に向け、公開授業・公開保育などを実施し連携強化を図ります。	
1-4	幼稚園・保育園（所）・認定こども園*に通う保護者に対する経済支援	幼稚園・保育園（所）・認定こども園*に通う保護者に対し、幼児教育保育の利用料無償化などによる経済的負担の軽減を図ります。	
1-5	幼稚園・認定こども園*での預かり保育の実施	幼稚園・認定こども園*の通常保育時間の終了後や夏休みなどの長期休業における預かり保育を実施します。	
２．地域における子育て支援サービスの推進			
2-1	小児救急医療の充実	緊急時の適切な受診について情報提供を行うとともに、いつでも安心して小児救急医療が受けられるよう、初期及び二次救急医療体制*の整備・充実を行います。	
2-2	子育て支援総合センターの充実	子育てに関する多様なニーズ*に対応し、複合施設としての機能を生かした事業運営とサービスの充実を図ります。	！
2-3	地域における子育て支援サービス・ネットワーク*の推進	親子が集い、交流や仲間づくり、育児相談が気軽にできる場を充実させるとともに、各種媒体や関係機関を通した子育て支援情報の提供や社会全体での子育て支援を啓発します。	！
2-4	子育て世代の屋内運動遊び場等の充実	天候に左右されることなく思い切り体を動かせる屋内子ども運動遊び場「キッズランドおやま」の運営を支援します。また、子育て世代が安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳ができる場所を提供します。	！
３．子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携			
3-1	ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実	ひとり親家庭に対する子育ての経済的支援や就業支援を行います。	
3-2	援護が必要な子どもへの支援の充実	栃木県県南児童相談所など関係機関や専門家等と連携して、児童虐待等に対する予防啓発運動と早期対応の充実を図ります。	
４．次代を担う子どもの健全育成事業の推進			
4-1	子育てに関わる経済的負担の軽減	次の世代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学３年生までの子どもを対象に児童手当を支給します。また、こども医療費や、低体重・身体の機能が未熟な状態で生まれた場合の医療費などを給付します。	
4-2	学童保育の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校・義務教育学校*に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供するため、施設を整備するとともに指導員研修等により内容の充実を図ります。	！
4-3	児童センターの機能充実	児童に健全な遊び場を提供し、個性的・集団的な指導を通じて、体力の増強と豊かな情緒を育むことを目的に機能を充実します。	！
4-4	こどもの国整備	市内の思川流域を「こどもの国」とする、平成26（2014）年３月に策定した「小山市こどもの国整備基本構想」を推進します。	

－２　未来を担うおやまっ子育成

［❗：市民提案］

５．子どもの貧困対策の推進「子どもの貧困撲滅５か年計画」			
5-1	子どもの貧困対策の推進	令和２（2020）年３月に策定した「第２次小山市子どもの貧困撲滅５か年計画」に基づき、本市の重点課題である子どもの貧困撲滅に向けて、学校・地域・行政が一体となって取り組みます。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
認定こども園*への移行推進	年度途中（10月現在）での待機児童*数	23人（R2.10）	０人	◉
公立保育所民設民営化事業				◉
屋内子どもの運動遊び場「キッズランドおやま」の運営事業	利用者数	170,062人／年（R1）	200,000人／年	◉
子ども家庭総合支援拠点整備事業*	設置箇所数	０箇所	１箇所	★
要支援児童生活応援事業	延べ支援者数	1,742人（R1）	2,613人	■
こども医療費助成事業	助成対象年齢	15歳まで	18歳まで	◉
予防接種費無料化・助成事業	国で指標を提示しているＭＲ２期の接種率を目標とする	97.7%（R1）	95.0%（国が示す目標値）	
放課後児童健全育成事業*	公設学童保育館利用者の満足度	95.5%	98.0%	
子どもの貧困撲滅対策事業	計画の実施により目標値を達成した指標数（全44指標）	10	35	◉ ■

学童保育の様子

学童保育の様子

保育所の様子

保育所の様子

保育所の様子

キッズランドおやま

キッズランドおやま

キッズランドおやま

３-３-１　義務教育

● 現状と課題

義務教育には、「不易」（時代を超えて変わることのない価値あるもの）と、「流行」（時代や社会の要請に柔軟に応じ、変化を先取りして適切に対応すべきもの）の２つの側面があり、これらを的確に踏まえながら、教育実践を進めることが必要です。現代社会は、生産年齢人口*の減少、グローバル*化の進展やＡＩ*などの絶え間ない技術革新による社会構造や雇用環境の急速な変化、自然災害や新たな感染症への対応など、予測が困難な時代となっています。

このような中、義務教育段階では、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の担い手となり、自ら課題を見いだし、他者と協働*して解決していく力や、心豊かでたくましく生きる力を育む基礎を養うことが求められています。特に学校では、「集団で学ぶ」という学校教育の特質を生かし、他者との折り合いの付け方を身に付けると同時に、児童生徒一人ひとりが自己有用感*を高めることによって、いじめの未然防止を図るとともに、学校と地域が連携・協働*して学校運営を図る「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール*）事業」を実施しています。

一方、市内小中学校・義務教育学校*については、施設の老朽化が進んでおり、外壁や屋上の改修が課題となっており、予防保全*的な改修を行い施設の長寿命化を図る必要があります。

● 基本方針

学校が子どもたちへの３つの保証（安全の保証・確かな学力の保証・成長の保証）に取り組むことは、時代が変化しようとも、変わることのない使命です。

「社会に開かれた教育課程」の視点に立ち、学校教育を通じて育むべき資質・能力を教育課程全体の中でより明確に示し、確実に身に付けることができるよう、「ＧＩＧＡスクール構想*」に基づいて、子どもたちの「学びの保障」に取り組み、日々の教育活動を展開します。

また、地域住民と一体となって、子どもたちに「『育つ力』、『育ててもらう力』、『育てる力』」を育み、心身ともにたくましく、郷土に誇りをもち、国際社会の発展に貢献できる児童生徒の育成を目指します。このため、「おやまっ子いじめゼロ宣言」の浸透と、「いじめゼロ子どもサミット」、「いじめ防止等市民会議」の一層の充実を図るとともに、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール*）事業」を推進します。

さらに、子どもたち自身の心身の健やかな成長と健康づくりを意識させるとともに、防災教育を通して自分の身は自分で守ることや、学校給食を通して食に関する正しい知識や感謝する心の育成を目指します。

増加が続く外国人児童生徒については、多文化化、多国籍化が顕著となっています。このため、「小山市外国人児童生徒適応指導教室*『かけはし』」や日本語教室設置校である「外国人児童生徒教育拠点校」を核とし、多文化共生社会の実現に向けて、一層の支援の充実を目指します。

市内学校施設の外壁改修及び屋上防水、空調機設置、トイレ洋式化を計画的に実施するとともに、長寿命化改修を図り施設を長く使用することでコスト*縮減を図ります。また、災害時に避難所となる屋内運動場の環境改善にも取り組みます。

未来につなぐ確かな育ちと学び ～持続可能な社会の担い手の育成に向けて～

個別施策

[❗：市民提案]

1．学校教育の充実			
1-1	豊かな育ちを支える学校づくりの充実	子どもたちの豊かな成長を支えるため、家庭や地域社会と連携した教育活動を展開するとともに、保護者や地域住民の意見等も反映させながら、連携・協働*して学校運営を図る学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール*）事業を推進します。さらに、小規模特認校*を対象に、地域に根ざした特色ある体験活動の実践を通して、ふるさとを愛し、たくましく生きる力を育むことを目指し、魅力ある学校づくり事業を推進します。	❗
1-2	心の教育の充実	心の教育（特に道徳教育と児童・生徒指導）を全ての教育活動の基盤に位置づけながら、自己肯定感や自己有用感*を実感できるよう学校教育を推進します。また、いじめの未然防止対策や不登校への対応など、相談・サポート体制の強化を図ります。さらに、不登校対策として、小山市不登校適応指導教室（アルカディア）や民間施設等に関する適切な情報提供、教育委員会と民間施設等との連携、不登校児童生徒のＩＣＴ*等を活用した在宅での学習に対する支援の充実を図ります。	❗
1-3	おやまっ子の確かな学力の向上	児童生徒が「生き生きと学び合う」中で、「もう一人の先生（ティーム・ティーチング*教員）全校配置事業」を活用し、「確かな学力」、「豊かな人間性」や「健康・体力」を身に付け、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成を推進します。また、大学生スクールサポート事業*では、希望する学校にサポート学生を派遣し、児童生徒の基礎学力、技能及び意欲の向上を図ります。	
1-4	特別支援教育*の推進	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ*に応じ、寄り添いながら適切に支援できるよう、特別支援教育*サポーターの配置を進め、教育諸条件の整備・改善を図ります。	❗
1-5	英語教育の充実	グローバル*に活躍できる人材を育成するため、ＡＬＴ*の全校配置等を通じた英語教育の充実と国際教育を推進します。	
1-6	外国人児童生徒の教育的支援	市内各小・中・義務教育学校*と外国人児童生徒適応指導教室*「かけはし」及び日本語教室設置校である拠点校との連携を密にし、外国人児童生徒への学習支援の推進・充実を図ります。	❗
1-7	社会の変化に対応した課題にかかわる教育の充実	おやまっ子の確かな学力の向上、ＧＩＧＡスクール構想*の実現、環境教育、福祉教育、キャリア教育*（キッズ・ユニバーシティ・おやま*）や防災教育セミナーを実施します。	❗
1-8	“ふるさと小山”郷土学習の充実	ふるさと小山の「宝」の学習教材（渡良瀬遊水地、本場結城紬*の学習ブック、摩利支天塚・琵琶塚古墳*のパンフレット等）を作成・活用し、郷土の魅力を肌で感じられるよう、現地での体験学習を支援することで、郷土愛を育みます。	❗
1-9	小中一貫教育*の推進	義務教育９年間の子どもの「学び」や「育ち」をつなぎ、各中学校区（義務教育学校*区）の状況に応じた小中一貫教育*を推進させ、教育の質の向上と豊かな人間性の形成を目指します。	
1-10	教職員の働き方改革支援	教職員の長時間労働や勤務の在り方等を改善し、健康で充実して働き続けることができる職場づくりを推進します。	
2．教育環境の整備			
2-1	学校屋内運動場空調機設置事業	災害時には避難所にもなる小・中・義務教育学校*の屋内運動場への空調機の設置を推進します。	
2-2	学習環境の整備	情報教育を推進するため、小・中・義務教育学校*の教育用ＩＣＴ*機器を更新するなど学習環境の整備を図ります。	
2-3	学校適正配置*等及び小中一貫校推進事業	より良い学習環境を目指し、地域の実情に応じ、学校の規模及び配置の適正化や小中一貫校を推進します。	

［❗：市民提案］

2-4	学校トイレ改修の推進	小・中・義務教育学校*のトイレの洋式化及び老朽化したトイレの改修により、児童生徒が快適に使用できるよう改修を推進します。	
2-5	学校施設長寿命化推進事業	小・中・義務教育学校*の各学校施設について、計画的に長寿命化を図り、コスト*削減及び効率的な維持管理を推進します。	
3．健康教育の充実			
3-1	学校保健・健康教育の充実	教育活動全体を通じ、生涯にわたってより良い生活習慣を継続するとともに、自己の心と身体の健康増進を図るための資質・能力を育む取組を推進します。	
3-2	学校における食育*の推進	児童生徒が生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいけるよう、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、食品を選択する能力や感謝する心を育てる食育*を推進します。	
3-3	食環境の整備	安全で安心できる学校給食を提供し、児童生徒が美味しく、楽しく食べることができる環境づくりを推進します。	
4．児童生徒の安全確保			
4-1	学校の安全確保対策の推進	自動体外式除細動器（ＡＥＤ*）や緊急通報システムの適切な管理など、学校の安全確保を図ります。	
4-2	通学路の安全確保対策の推進	通学路の危険箇所の改善、携帯型防犯ブザーの貸与、各中学校区（義務教育学校*区）へのスクールガード・リーダー*の配置など通学路の安全確保を図ります。	
4-3	学校安全ボランティア*の充実	学校と地域の連携による学校安全ボランティア*を支援し、充実を図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
いじめ防止推進事業	年度末におけるいじめの解消率	市　89.6% 県　81.6% 国　83.2% （R1）	90.0%	
大学生スクールサポート事業*	ボランティア*実施延回数	1,943回 （R1）	2,000回	◉
もう一人の先生（ティーム・ティーチング*教員）全校配置事業	配置校数	23校 ［27名］	36校 ［全校］	◉
寄り添い教育（特別支援教育*）サポーター全校複数配置事業	市内全校に複数配置の実現	複数配置15校 １名配置18校 未配置３校	全校への複数配置	❗
英語指導助手（ＡＬＴ*）全校配置事業	市内36校（令和７（2025）年度は35校の予定）に全校配置するとともに、大規模校には複数配置	41人	40人	◉

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
外国人児童生徒支援事業	外国人児童生徒指導員・支援員の配置	「かけはし」指導員６名（１名につき児童生徒６人／学校配置の支援員５名（拠点校71%充足）	「かけはし」指導員７名（１名につき児童生徒５人／学校配置の支援員７名（拠点校100%充足）	❗
小中一貫教育*推進事業	義務教育９年間をつなぐカリキュラム*作成	36校（全校）	35校（全校）	◉
小中一貫教育*充実に向けた小中一貫校推進事業	学校統合に係る義務教育９年間をつなぐカリキュラム*作成	０校	７校	◉
学校屋内運動場空調機設置事業	設置校数	３校	13校	★
教育用ＩＣＴ*整備事業	児童生徒一人ひとりの資質・能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ*環境の整備（インフラ*整備率）	62.7%	100%	◉
豊田中学区小中一貫校推進事業	学校施設数	２校（豊田南小学校・豊田北小学校）	１校（小中一貫校となる新設小学校）	◉■
学校トイレ改修事業	改修実施校数	23校	29校	
学校施設長寿命化推進事業	事業実施校数	０校	６校	★
学校施設屋上外壁改修事業	改修実施校数	０校	28校	★
学校給食における地産地消*推進事業	学校給食における市産・県産食品率の増加（地元の良さを知ることができる）	42.2%	50.0%	
学校給食用食器具の改善・整備事業	全校パン皿の入れ替え（安全の確保とともに豊かな給食時間が送れる）	０校	36校	

東城南小学校

3-3-2　高等学校・高等教育

● 現状と課題

本市には、小山高校・小山城南高校・小山北桜高校・小山南高校・小山西高校の５つの県立高校があり、栃木県が平成29（2017）年11月に策定した「第二期県立高等学校再編計画」に基づき、魅力と活力のある県立高校づくりが進められています。

また、高等教育機関としては、白鷗大学・小山工業高等専門学校・関東職業能力開発大学校・中央福祉医療専門学校・専門学校中央アートスクール・ＴＢＣ学院があり、それぞれの専門分野に必要な教養と実践的能力を体系的に習得する機会を提供しているほか、各学校と包括連携協定を締結し、地域の課題に迅速かつ適切に対応するなど、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与しています。これまで、小・中・義務教育学校*生が高等教育機関で大学講座の受講体験ができる「キッズ・ユニバーシティ・おやま*」を実施し、子どもたちの知的好奇心を刺激する機会を提供するなど、各分野での連携・協力を促進しています。

さらに、宇都宮大学と連携協定を結び、学生と市民、行政が一体となって地域の課題を研究する宇都宮大学おやまサテライトプラザを設置し、講座の開催や、宇都宮大学生による地域の実態調査及び課題の解決等の「地域対応力」を養う「地域プロジェクト演習」への協力などを行っています。

● 基本方針

本市に集積する大学や大学院、高等専門学校等の教育環境を最大限に活用するため、これらの教育機関との連携強化を図りながら、一人ひとりの個性や能力を最大限に生かす教育を推進し、次の世代を担う人材の育成を図ります。学習・生活支援*などのために小・中・義務教育学校*生に大学生を派遣する、大学生スクールサポート事業*を推進し、子どもたちの基礎学力、技能及び意欲の向上と教員を志望する学生の資質の向上を図ります。

また、市内の高等学校と連携し、高校生を中心とする若者が、在学中に身近な地域を知ることにより地域への愛着を高め、高校卒業後の地域への定着促進や、東京圏*進学後における本市への回帰へ繋げるため、高校生による地域の課題発見・問題解決に向けた取組を支援します。

さらに、高校生・短大生・大学生・専門学校生等に学資を貸与し、卒業後に返還していく「小山市奨学金」や、高等専門学校４年生以上・短大生・大学生・専門学校生等に学資を貸与し、卒業後も一定期間、本市に定住することで返還を免除する「おやまふるさとみらい奨学金」（高校生対象外）など、利用しやすく魅力ある奨学金制度の充実により、教育振興及び活性化を図ります。

個性や能力を生かす　より高く広い教育環境の実現をめざして

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．高等学校との連携			
1-1	高校生による市政参画*等の充実	市内の高等学校と連携し、高校生の市政参画*機会を創出するとともに、高校生による地域の課題発見・問題解決に向けた取組の支援を行います。	
２．高等教育機関の充実			
2-1	高等教育機関への支援	高等教育機関の整備充実に関する支援及び地域との協調体制の強化を図ります。	❗
2-2	学習機会の充実	市民の高等教育受講機会を拡大するための高等教育機関による市民開放講座の充実を図ります。	
2-3	奨学金制度の充実	人材育成の立場から、海外に留学する学生や経済的理由で就学が困難な高校生・大学生等に対する奨学金貸与制度の充実を図ります。また、「おやまふるさとみらい奨学金」を活用して大学等へ進学し、卒業後も一定期間、本市に定住する方に対して奨学金の返還猶予及び減免を行い、若者の定住促進を図ります。	
2-4	高等教育機関の開放・交流推進	市民や児童生徒等へのホール・体育館・図書館・教室・研究室等の施設の開放、施設を利用した交流や教員・学生等との人的交流を図ります。また、高等教育機関との連携によるキッズ・ユニバーシティ・おやま*の拡充により、学問への憧れを抱く学びの機会の提供を推進します。	❗

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
大学等高等教育機関による市民開放講座の開催	宇都宮大学おやまサテライトプラザ市民講座における講座満足度	70.0%（R1）	90.0%	
小山市奨学金・おやまふるさとみらい奨学金貸付事業	おやまふるさとみらい奨学金貸与者の小山市定住率	100%（R1）	100%	◉
大学生スクールサポート事業*	ボランティア*実施延回数	1,943回（R1）	2,000回	◉

宇都宮大学おやまサテライトプラザ市民講座

－４　豊かな人と地域を創る生涯学習環境

3-4-1　生涯学習

● 現状と課題

グローバル*化や人工知能の進化、市民のライフスタイル*や価値観の多様化等により市民の学習ニーズ*も多岐にわたっています。人生100年時代が到来している中、生涯にわたる学習機会や情報の提供を行い、自分を成長させていくことやともに学ぶ人とのつながりからサークル・各種団体の育成を推進するとともに、学習した成果を地域の発展に生かすひとづくりや仕組みづくりが必要になります。

地域では、世代間交流の減少や地域の人とのかかわりが希薄化しています。一方、家庭では少子化・核家族化等の影響により子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。このため、社会全体で子どもたちの活動を見守り、支えていくことが求められています。

● 基本方針

市民が、生涯学習を通して、いつでも、自主的・自発的な学習活動等と仲間づくりのきっかけができるよう支援するとともに、学習しやすい環境の整備を図り、学んだことを地域で生かす活動を支援する施策を展開します。

また、生涯学習おやまの形成を目指し、活力ある地域社会を形成するため、学びの場である公民館・図書館を中心とした社会教育活動の普及に向けた環境を整え、地域人材の発掘・養成そして人材登録につなげていきます。

おやま市民大学

子どもと本をつなぐ講座

学んで育む　“ひと・まち・絆”

● 個別施策

［❗：市民提案］

1．生涯にわたって学ぶための基礎の充実			
1-1	家庭教育力の向上	家庭教育や子育て支援に関する学習機会や情報提供の充実を図るとともに保護者を中心とした家庭教育支援を行います。	
1-2	地域教育力の向上	地域・学校・家庭との連携を推進し、子どもの成長や学びを通して地域ぐるみでの支援を目指します。	
2．市民一人ひとりの学ぶ機会の充実			
2-1	いのちと人権を大切にする学習の充実	人権啓発活動を通して、市民の人権意識の高揚を図ります。	
2-2	生きがいや楽しみを創造し生活を向上させるための学習の充実	市民の高い学習意欲に応える「おやま市民大学」講座や、教養を高め、健康・生きがいづくりに対応する学習や語学能力の向上を目指す学習、生活の知恵・ものづくりを習得する学習の充実とともに、地域の特性を生かした講座を開設します。	
3．学びを生かす機会の充実			
3-1	学習指導の充実と学習成果の活用	学習した成果を発表する機会の充実、生涯学習指導者の発掘・養成を推進します。	
4．学びあう交流機会の充実			
4-1	社会教育機関の充実	市立公民館を、地域住民の社会参加の拠点となるコミュニティ*機能を併せ持つ中心施設として整備し、各公民館の特性を生かした有効活用を図るとともに、情報発信基地として図書館の蔵書や設備、サービスの充実を図ります。	❗
4-2	市民と行政のパートナーシップ*の推進	各団体・サークルとの連携、市民向け出前講座の開設を図ります。	❗
5．生涯学習支援体制の充実			
5-1	学習相談体制と学習の場の広がりの充実	生涯学習情報の収集や市ホームページの充実、行政テレビ*等を活用した情報提供、相談体制の充実、関係機関との連携、新規参加者の拡大を図ります。	
5-2	生涯学習推進体制の充実	行政各分野における総合調整機能の充実を図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
おやま市民大学	おやま市民大学受講者満足度	R3満足度調査実施予定	80%	
コミュニティ施設*等整備事業（大谷地区中心施設整備）	地域基幹施設としての利用者増加（累積）	［大谷公民館］10,249人（R1）	74,000人	■

3-4-2　青少年育成

● 現状と課題

社会構造や環境の変化は、青少年の生活環境にも大きな変化をもたらしています。

地域社会における人と人とのつながりの希薄化による家庭環境の変化、ＳＮＳ*社会の広がりによる情報の氾濫などが青少年の生きづらさを生み、コミュニケーションの難しさが人権侵害やいじめを生み、不登校・引きこもりにつながり、社会的自立を果たせない青少年が増加しています。

一方で、社会の一員としての自覚を持ち、ボランティア*や国際貢献等に関心を寄せ、積極的に活動する青少年もいます。

このような状況を踏まえ、次の世代を担うすべての青少年が希望を持ち自立できる社会環境を作るため、安全安心のための見守り活動、青少年を支援する取組、啓発活動の持続などに関する取組が課題となっています。

● 基本方針

21世紀を生きる青少年が、これからの多様性に富む社会を生き抜き、活躍できるよう、夢と希望をもち、心豊かにたくましく成長していくことは、市民一人ひとりの共通の願いです。

自らの個性をのびのびと発揮して社会参加できる自立した青少年を育成するため、家庭、学校、職場、地域社会及び関係機関や団体が連携・協働*して、青少年を守り育むあたたかな環境づくりに取り組むための事業を推進します。

また、成人式の開催については、新成人が実行委員会を組織し運営することが青少年の健全育成にも繋がるため、地域、学校、行政が協力・連携して支援します。

青少年健全育成大会

放課後子ども教室

未来を描ける小山の青少年　生きる力あふれる青少年の健全育成をめざして

● 個別施策

［❗：市民提案］

1．青少年健全育成の推進			
1-1	青少年育成体制の充実	青少年が、地域で健やかに安心して育つ環境づくりを目指す組織として、青少年健全育成連絡協議会、青少年育成指導員協議会などの団体の運営を支援します。また、青少年育成の取組として、青少年相談室の運営、青少年指導員による環境浄化活動などを実施します。	
1-2	青少年活動の推進	青少年育成を応援する活動団体への協力･支援を継続して行います。	
1-3	青少年が活動できる場の充実	学校・地域・関係機関と連携し、地域における青少年の居場所の充実を図ります。	❗
1-4	青少年育成環境の整備	市民協力団体による活動の充実を図るとともに、地域・学校・警察・関連施設との連携により、非行防止、環境浄化、青少年健全育成についての啓発の推進に取り組みます。また、本市の全体の啓発活動として、毎年、健全育成大会を開催します。	
1-5	成人式の運営	新成人が実行委員会を運営し開催することにより、青少年の健全育成につなげます。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
青少年健全育成事業	青少年健全育成の意識が高まった人数	700人	730人	
放課後子ども教室推進事業	実施箇所数	４箇所	６箇所	◉ ❗

青少年健全育成協力団体による啓発活動

「小山市あいさつ運動」啓発作品コンクール

3-5-1　市民文化

● 現状と課題

文化や芸術は、社会経済情勢の変化、グローバル*化・情報化の進展、少子高齢化の影響によりライフスタイル*や価値観が多様化する中で、心豊かな人生や社会の創造、地域づくりや産業の振興など社会に活力をもたらすものとして、ますます期待されています。

本市では、文化芸術の振興のため、文化センター等を中心に各種の文化芸術鑑賞や文化講座、講演会などを開催するとともに、市民の自主的・主体的な文化団体やサークルの文化芸術活動を促進しています。

また、文化センターや車屋美術館などの文化施設においては、誰もが安心して利用できる環境づくりが必要です。

さらに、市民誰もが文化芸術に関する知識や教養を深め、人生が豊かになるよう質の高い美術の鑑賞機会と関連事業の充実を心がけていく必要があります。

● 基本方針

市民が心豊かで潤いのある暮らしを目指し、「ふるさと小山」に“魅力”“愛着”“誇り”を持って文化活動ができる環境を醸成し、市民の自主的・主体的な文化芸術活動や人材育成を支援します。

文化芸術への親しみと理解を推進するとともに、文化芸術活動を通じた人々の交流を深めるため、市民文化祭をはじめ、子どもから大人まで様々な市民が優れた文化芸術に触れる機会や参加できる機会を提供します。

また、市民が自主的・主体的に文化芸術活動に取り組めるよう、文化センターでは施設整備の充実、車屋美術館では展示事業の充実を図り、市民の利便性の向上及び文化芸術活動の情報発信を進めます。

さらに、小山文化の創造、文化団体や市民の文化芸術交流、鑑賞機会の充実を推進するため、市民参加による文化芸術事業を開催し、市民一人ひとりが文化の担い手として市民と行政の協働*により市民文化を育て、心豊かで活気ある暮らしやすい「文化都市小山」の創造に向けて、文化芸術の振興を図ります。

● 個別施策

[❗：市民提案]

1．文化活動の振興			
1-1	文化芸術活動の発表機会の提供	市民文化祭などの開催により、市民の自主的、個性的で魅力的な文化活動を奨励し、多様な文化芸術活動による市民の交流・体験の場を確保し提供します。	
1-2	文化芸術活動への支援	文化芸術振興のため、人材育成や文化芸術創造・普及活動、地域文化の保存活用など、様々な文化芸術活動の支援を推進します。	

心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」をめざして

［❗：市民提案］

1-3	小山文化の創造推進	多様で優れた文化振興を図るため、市民能や市民オペラの再演など、先人から受け継がれた貴重な歴史や伝統と新たな文化芸術の創造を推進します。	
1-4	文化芸術交流の推進	様々な分野の人や団体の相互交流を促進することにより、特色のある文化の発信、展開を図るため、文化団体の育成を推進します。	
1-5	文化芸術の鑑賞機会の充実	市民が身近に文化芸術を享受できるよう、地域の特性と個性を生かした舞台芸術・展示芸術など優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図ります。	
２．文化施設の整備			
2-1	文化施設の整備充実	市民が安心して文化活動に取り組めるよう、文化センターの施設整備や管理体制の充実を図ります。また、施設の老朽化が著しく進んでいるため、現施設の課題や問題点を整理し、改修あるいは再整備の方向性についても検討します。	
３．美術館事業の充実			
3-1	展示事業の充実	市民が郷土文化への理解を深めるとともに、芸術への関心を高めるため、優れた芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。	
3-2	美術資料の調査	本市にゆかりの深い美術作品や関係資料を調査し、その成果を展示・普及事業に反映することで、市民への還元を図ります。	
3-3	教育普及事業の充実	市民が芸術に親しみ理解を深め、郷土の文化醸成に寄与する人材を育成するため、様々な体験や学習の機会の提供、支援策等の充実を図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
文化芸術活動の発表機会の提供	小山市民文化祭参加者及び入場者数	21,808人（R1）	23,000人	
文化センター事業の充実	文化センター利用率	75.0%（R1）	80.0%	
小山市ゆかりの美術やその他多様な美術の展覧会の開催	車屋美術館観覧者満足度	96.0%（H30）	98.0%	

文化振興大会

車屋美術館見学の様子

3-5-2　歴史文化

● 現状と課題

本市には、鎌倉幕府を支えた小山氏や、江戸幕府成立に関わる「小山評定*」など誇るべき歴史があり、貴重な遺跡や文化財も豊富に残されています。

平成31（2019）年３月には、「間々田のじゃがまいた」が国の重要無形民俗文化財に指定されたことから、今後は、同行事に関する資料館を整備するなど、積極的な啓発活動に取り組むとともに、国際化に対応するため、多言語による周知にも留意しながら、文化財保護の意識や郷土愛などの醸成を図ります。

昭和58（1983）年に開館した博物館には、常設展示室と企画展示室があり、開館以来、常設展示資料の大幅な入れ替えが行われていないことから、これまでの調査研究によって得られた成果とともに新資料を展示するなど、常設展示の一層の充実を図ります。

また、歴史資料を保管する博物館収蔵庫が飽和状態となっていることから、貴重な資料を適切に保存するための施設の充実を図る必要があります。

さらに、文化財を計画的に継続調査するとともに歴史的価値を把握し、適切に保存・活用・継承することで、歴史的資産を活用したまちづくりや観光促進が図れるよう基本計画を策定し、推進する必要があります。

● 基本方針

小山市文化財保存活用地域計画を策定し、祇園城跡*（城山公園）や小山御殿広場といった歴史的資産を活用したまちづくりを推進します。

「小山評定*」や「間々田のじゃがまいた」など本市が誇る歴史を全国に発信するとともに、未来永劫保存・伝承に取り組みます。また、本場結城紬*などの伝統工芸についても、伝統工芸等保持団体への活動支援事業を行うなど、貴重な歴史的資産を次の世代に継承する取組を推進します。

国指定文化財である「摩利支天塚古墳*」、「琵琶塚古墳*」、「祇園城跡*」、「鷲城跡*」、「中久喜城跡*」、「寺野東遺跡*」、「乙女不動原瓦窯跡*」をはじめ多くの有形・無形の文化財の保存と有効活用を図り、本市の歴史・文化の継承と普及啓発を推進します。

博物館については、企画展示の更なる充実を図るとともに、常設展示リニューアル計画を策定し、展示資料の入れ替えなどを行い、郷土愛の育成や魅力的な学習の場としての機能を発揮できるよう展示の充実を図ります。

市民が郷土の歴史や文化財に親しみ集い、ふるさと小山を再認識できるよう、「小山評定*」をはじめとする歴史的資産を有効活用した「歴史のまちづくり」を積極的に推進します。

バランスの取れた文化財の保存と活用

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．文化財の保存と活用			
1-1	文化財の保存と活用	指定文化財の適正な維持管理を行うとともに、公有化及び保存・整備・活用を推進し、市民の関心を高め、活用機会の充実を図ります。	
1-2	文化財の調査	未指定文化財の調査を実施し、文化財の指定や登録による保護措置を推進します。	
1-3	文化財保護思想の積極的な普及と啓発	文化財の公開・活用を図り、文化財保護思想の積極的な普及と啓発に取り組みます。	
1-4	伝統行事・伝統工芸等の継承と担い手育成	間々田のじゃがまいたや花桶かつぎ等の伝統行事のほか、本場結城紬*や下野しぼり*、間々田ひも*等、伝統工芸を次の世代に継承する取組を推進します。	❗
２．博物館事業の充実			
2-1	博物館の充実	常設展示の資料を展示替えするとともに、企画展や学習活動の充実を図ります。また、本市の歴史や文化を知るために必要な様々な資料を適切に保存するための施設の充実を図ります。	
３．歴史・文化遺産を生かしたまちづくり			
3-1	歴史・文化施策の充実・強化	歴史・文化遺産の有効活用と、展示施設等の整備、強化を図り、歴史のまちづくりを推進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
国史跡琵琶塚･摩利支天塚古墳*整備事業	摩利支天塚・琵琶塚古墳*資料館来館者数（累計）	21,292人	70,000人	◉■
間々田のじゃがまいた保存・活用推進事業	間々田のじゃがまいた及び拠点施設来場者数（累計）	10,000人（R1）	100,000人	★ ❗
博物館常設展示リニューアル事業	博物館来館者数（年間）	30,217人（R1）	50,000人	★

摩利支天塚・琵琶塚古墳*資料館

間々田のじゃがまいた

3-5-3　スポーツ・レクリエーション

● 現状と課題

超高齢社会*・人口減少社会*を迎える一方で、生活様式が多様化し、運動やスポーツの果たす役割が大きく注目されています。このような中、自由時間の増大、都市化や生活の利便化等の社会環境における変化を的確に捉え、市民が生涯にわたり、暮らしの中でスポーツを生活の一部として取り入れ、継続していくことが求められています。

本市では、平成26（2014）年６月に「スポーツ都市宣言*」を行い、明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現に向け、「市民ひとり１スポーツ」の定着を目標に普及・推進を図っており、「おやま思川ざくらマラソン大会」や「ツール・ド・おやま」などのスポーツ・交流イベント等を開催しています。また、市民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツやレクリエーション*に親しめる環境整備や機会の充実、競技力向上を見据えた各種大会や教室の開催、スポーツを通じた交流人口*拡大の推進、プロスポーツチーム等との連携による高い技術に触れる機会等の充実を図ることが重要です。

● 基本方針

生涯スポーツ社会を実現するため、競技力向上や競技人口の拡大及び、スポーツを通じた交流人口*の拡大による地域の活性化、そして、市民がいつまでも元気に過ごせるよう健康寿命*の延伸を目指して、平成31（2019）年３月に策定した「第３次小山市スポーツ推進基本計画」、「スポーツツーリズム*基本構想」に基づき、関係機関との連携強化を図り、競技スポーツの振興とともに、これからの超高齢社会*・人口減少社会*並びに健康志向の時代を踏まえ、生涯スポーツの振興と健康増進施策の事業展開を図ります。

また、市民の生涯スポーツや健康づくりの拠点施設となる市立体育館を中心に、市民が日常生活の中で運動やスポーツを実践できる事業の展開を推進するとともに、地域におけるスポーツの指導者等の人材育成及び総合型地域スポーツクラブ*の育成支援、スポーツを通じた交流人口*の拡大、プロスポーツとの交流機会の充実を図ります。

さらに、市民一人ひとりがスポーツに対する関心を高められるスポーツ・レクリエーション*情報ネットワーク*化と広報活動を充実させ、市民と行政が協働*して生涯スポーツを振興するための推進体制の整備を図ります。

令和４（2022）年には、「栃の葉国体」以来、42年ぶりに第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」が本県で開催されるとともに、第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」も併せて実施されます。全国から多くの皆様が訪れる両大会を契機に、本市を全国に発信し、スポーツによるまちづくりの一層の推進を図ってまいります。

元気いっぱい　明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現へ

● 個別施策

［！：市民提案］

１．地域に根ざした生涯スポーツの推進			
1-1	生涯スポーツ活動の推進	「市民ひとり１スポーツ」の実現に向け、市民一人ひとりが、スポーツに対する関心を高めるため、小山市ラジオ体操会や各種スポーツ教室事業等を通じて、自ら生涯にわたって自分に適した運動やスポーツを見いだし、日常生活の中で実践できる事業の展開を推進します。	
1-2	スポーツ・レクリエーション*情報のネットワーク*化と広報の充実	スポーツ立市*を広く普及させるため、広報紙・ホームページ・各事業所の掲示板などを活用した広報活動（ＰＲ活動）を推進するとともに、大会優秀者の表彰を行うなど、市民にスポーツ立市*の趣旨を啓蒙します。	
1-3	推進体制の整備	スポーツ推進委員*を活用し、市民と行政が協働*して生涯スポーツを振興するための推進体制を整備します。	
1-4	総合型地域スポーツクラブ*の創設・育成支援	地域におけるスポーツ指導者等の人材育成及び市民への普及推進を行います。	
２．市民の自主的・主体的な活動支援			
2-1	スポーツ・レクリエーション*施設等の環境整備・充実	市民が気軽に運動やスポーツを楽しむことができるよう、市立体育館の活用、市営体育施設の改修・修繕などにより、市民が主体的にスポーツ活動を実践できる環境の整備・充実を図ります。	
2-2	スポーツ立市*関連事業	世界で活躍する本市出身のスポーツ選手を応援することで、夢や希望を育むとともに、本市を市内外に広くＰＲします。また、自主的･主体的に大規模大会等を実施するスポーツ団体等に対する補助事業の充実を図ります。	
2-3	プロスポーツ交流事業	栃木ゴールデンブレーブス等のプロスポーツ団体を支援するとともに、市民デーやスポーツ教室などの機会を通じてプロスポーツ選手との交流事業を行います。	
３．スポーツツーリズム*の推進			
3-1	スポーツツーリズム*推進事業	「おやま思川ざくらマラソン大会」や「ツール・ド・おやま」などのスポーツイベントを通じて、市内へ人を呼び込み、国内外からの交流人口*の増加を目指すとともに、本市が有する魅力的な観光資源を最大限活用し地域の活性化を図ります。	！

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　！：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
小山市ラジオ体操会	参加者数	1,400人／年	2,000人／年	
総合型地域スポーツクラブ*創設・育成支援事業	新設数	１箇所	２箇所	
屋内市立体育施設整備	施設数	２箇所	３箇所	◉■
プロスポーツ団体との連携事業	参加者数	2,300人／年	3,000人／年	

［入選］齋藤 清名 様

第4章

暮らしやすく住み続けたい地域の活力を生かしたまちづくり

【生活基盤・工業・商業観光・雇用・労働環境】

4-1　都市と田園が調和した持続可能なまち

4-1-1　土地利用
4-1-2　都市と田園の景観形成

4-2　みんなの暮らしを支える生活基盤整備

4-2-1　市街地整備
4-2-2　農村整備
4-2-3　交通体系
4-2-4　道　路
4-2-5　駐車場・駐輪場

4-3　住みたい住み続けたい住環境

4-3-1　住　宅
4-3-2　上水道
4-3-3　下水道
4-3-4　墓　地

4-4　恵まれた立地条件を最大限に生かした活力と魅力にあふれた産業・地域創出

4-4-1　工業・企業誘致
4-4-2　商　業
4-4-3　観　光

4-5　働きやすい労働環境

4-5-1　雇　用
4-5-2　労働環境・働き方改革の推進

－１　都市と田園が調和した持続可能なまち

4-1-1　土地利用

● 現状と課題

本市は、東京から約60㎞の新幹線が停車する鉄道・国道がともに交差する交通の要衝であり、住宅地、商業・業務地、工業地と豊かな自然環境や田園集落が調和した県内第２位の都市として発展が続いています。

すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域*においては、市街地再開発事業*や土地区画整理事業*等により人口増加が図られた地区がある一方、駅周辺部では少子高齢化による人口減少や商店街の衰退、空き店舗や空き家・空地の発生による都市のスポンジ化*が課題となっています。

国においては、人口減少や高齢化が進展する中でも、都市の活力を維持するため、医療・福祉・商業施設や居住等がまとまって立地するコンパクトシティ*と、それに加えて高齢者をはじめとする多世代の住民が公共交通により生活利便施設等に円滑に移動できる「コンパクト・プラス・ネットワーク*」のまちづくりを推進しています。平成26（2014）年８月には、都市再生特別措置法*が改正され、コンパクトシティ*を実現するための総合的な計画である立地適正化計画*が制度化されました。これを受けて、本市では、「小山市立地適正化計画*」を令和元（2019）年に策定しました。計画では、ＪＲ小山駅・間々田駅周辺を医療・福祉・商業等の都市機能を誘導すべき区域である都市機能誘導区域*に定め、都市機能を誘導するための事業を位置づけています。

また、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域*においては、少子高齢化により著しく人口減少が進んでいる地区が存在し、農業就業者の減少による耕作放棄地の増加や生活利便性の低下等が懸念されています。

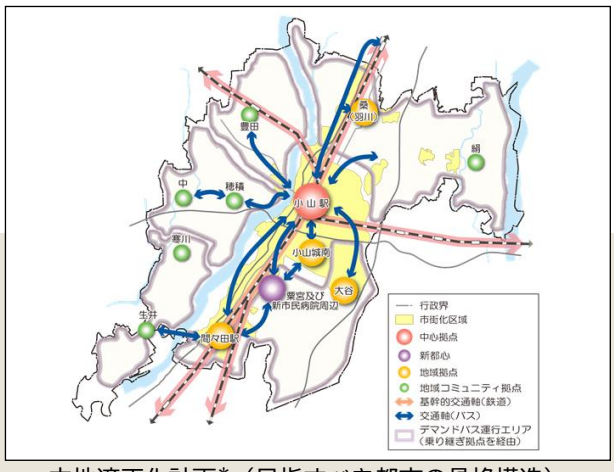

立地適正化計画*（目指すべき都市の骨格構造）

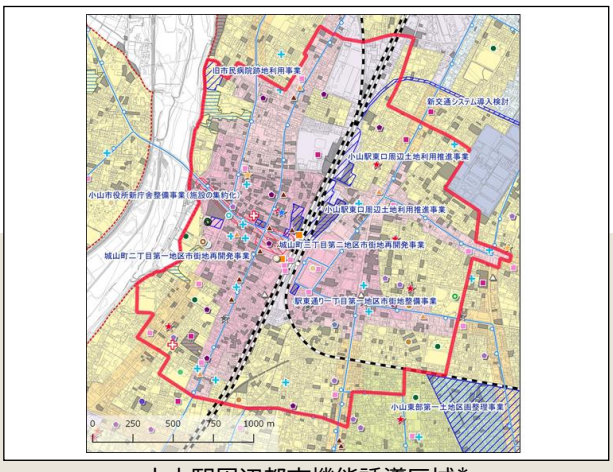

小山駅周辺都市機能誘導区域*

「コンパクト＋ネットワーク」による高度で暮らしやすい都市機能の実現

● 基本方針

立地適正化計画*に基づく各種事業を推進し、コンパクトシティ*を目指すとともに、市街地整備のための区域区分*等の諸制度の適正な運用を図る「小山市都市計画マスタープラン*」を更新・活用することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備のための事業推進を図ります。

特に、コンパクトシティ*形成に向け、都市機能誘導区域*では、中心市街地であり、交通結節点*でもあるＪＲ小山駅周辺における生活空間の充実と、求心力を高める都市機能を誘導するとともに、各地域の拠点となる場所において、日常生活を快適に過ごせるよう、都市機能の集積・維持を図ります。

また、居住誘導区域*内では、市街地内の人口や都市機能が集積する生活利便性が高いエリアを基本に居住を誘導し、生活利便性の持続的な確保を図るとともに、多様なニーズ*に対応した住環境の形成を図り、人口流入及び市民の定住促進を推進します。

さらに、市街化調整区域*では、身近な最低限の生活サービス機能及び自然と調和した既存集落の維持を基本とした上で、優良農地の確保、農地の集積・集約化の促進及び農業の多面的機能の維持・発揮を図り、持続的発展のために農村部まちづくりの活性化を推進します。

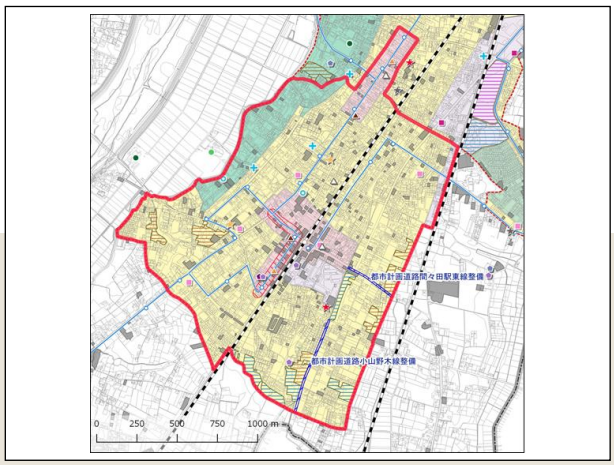

間々田駅周辺都市機能誘導区域*

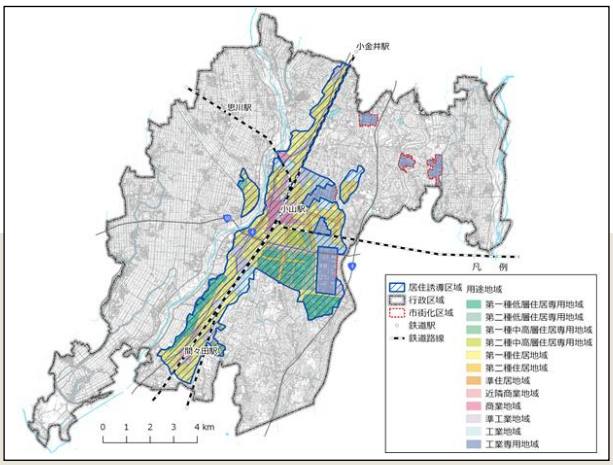

居住誘導区域*

－１　都市と田園が調和した持続可能なまち

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．計画的な土地利用の推進			
1-1	都市計画マスタープラン*等の活用	小山市都市計画マスタープラン*に基づく、計画的な土地利用の誘導及び都市施設等の整備を推進します。	
1-2	区域区分*や用途地域*等の適切な運用	市街化区域*及び市街化調整区域*の区域区分*や用途地域*など、地域の実情などを踏まえたきめ細やかな対応や見直し及び関係機関との調整を行います。	
２．地域特性を生かした計画的な土地利用の推進			
2-1	住宅地	土地区画整理事業*の早期完了、都市基盤整備の推進、基盤未整備地区におけるまちづくりの推進、地区計画制度*などの活用を図ります。	
2-2	商業・業務用地	ＪＲ小山駅周辺の市街地再開発事業*等による土地の有効・高度利用の促進、中心市街地の活性化*を図ります。	❗
2-3	工業用地	小山東部地区、大谷南部地区、小山第四工業団地西部などのほか、新４号国道沿線における新規工業団地の開発整備を進めます。	❗
2-4	集落地	小山市地区まちづくり条例*に基づき、住民主体のまちづくり組織の活動支援など、市民と協働*による地区まちづくりを推進します。	
2-5	農用地	優良農地の確保、農地の集積・集約化の促進、及び農業・農村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの様々な多面的機能の維持・発揮を図ります。	
2-6	自然地	思川などの河川や渡良瀬遊水地、平地林などの自然環境の保全、市民レクリエーション*などの憩いの場、地域の拠点としての活用を図ります。	
３．土地利用の適正化			
3-1	開発許可制度の適正運用	都市計画法や農地法、森林法などのほか、開発許可制度、市街化調整区域*における立地基準緩和制度*等の適正な運用を図ります。	
3-2	土地取引の適正化	国土利用計画法の的確な運用、地価公示制度の周知・活用を図ります。	
3-3	一筆地調査の実施	行政運営に直結する市域土地データを正確に調査･把握し、行政サービスの高度化・適正化を図ります。	

東部第一土地区画整理事業*（平成通り）

地区計画制度*の活用（神鳥谷南地区）

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　！：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
立地適正化計画*の活用	都市機能誘導区域*内人口密度の増加（小山駅周辺）	52人／ha	55人／ha	★
	居住誘導区域*内人口密度の維持	43人／ha	43人／ha	
土地区画整理事業*	事業地内の供用面積	93.6ha	101.7ha	★◉■
城山町三丁目第二地区市街地再開発事業*	市街地再開発事業*による人口定着	15人	350人	◉■！
農地集積事業	農業の担い手*への農地集積率	67.7%	80.0%	
多面的機能支払交付金事業	市内全体の農振農用地面積に対して、多面的機能の維持・発揮に取り組む組織の活動対象農用地面積の割合の増加	84.3%	90.0%	◉■
小山市条例に基づく開発行為の許可	開発許可に伴う定住人口の増加	120人／年	120人／年	◉

駅東通り一丁目第一地区市街地整備事業

おやま思川アユ祭り

4-1-2　都市と田園の景観形成

● 現状と課題

本市では、視覚的な美しさとともに、安全性や利便性、快適性、バリアフリー*などの基本的な都市機能を備えた景観形成の必要性を認識し、本市の景観に関する施策の基本を明らかにすることにより、緑豊かな美しい自然と歴史・文化に恵まれた本市にふさわしい魅力ある個性的なまちづくりを推進する「小山市景観条例*」を平成５（1993）年に制定しました。さらに、市民と行政が一体となり協働*による魅力的な景観づくりのため、良好な景観の保全、阻害する行為の制限を可能とする「小山市景観計画*」を平成19（2007）年に策定し、景観にも配慮したまちづくりを推進しています。

一方、全国的な人口減少や社会ニーズ*の変化に伴い、市内において空家等*が年々増加する課題が生じており、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なうおそれがあります。

今後は、思川をはじめ豊かな自然環境や誇れる歴史・文化などの地域資源を活用した小山固有の景観の形成・誘導を進めることにより、観光等で訪れた人に感動を与え、交流人口*の増加にも寄与する景観づくりをしていく必要があります。

● 基本方針

美しいふるさと小山の景観は、思川をはじめとする豊かな自然環境や誇れる歴史・文化の表れであり、そこに生活する人々の営みから醸成され、市民にとってかけがえのない共有財産でもあります。

このため、「小山市景観計画*」や「地区計画制度*」により、建築物等の形態や色彩等の制限、景観重要建造物・樹木*や景観重要公共施設等*の保全活用を推進していきます。

また、空家等*の適正な維持管理を促進し、ゆとりと潤いのある魅力的で美しい景観づくりを推進することにより、市民が親しみや誇りを感じ、訪れた人に感動を与えるような交流人口*の増加に寄与する景観の形成を目指します。

さらに、市民の景観に関する意識の高揚を図るための表彰制度の実施や、本市の玄関口であり都市・居住機能が集積するＪＲ小山駅西口周辺・祇園城通り沿線において、既存ストック（空き地・空き家等）の改変による「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成し、官民一体でゆとりとにぎわいの創出に取り組みます。

● 個別施策

[❗：市民提案]

１．地域の特性を生かした景観づくり			
1-1	景観資源の保全と活用	思川をはじめとする豊かな自然環境や田園風景、市に点在する歴史的資産等の貴重な景観を保全するとともに、地域のアメニティ資源*として活用していきます。	

美しく潤いのある美観都市おやまをめざして

［❗：市民提案］

1-2	魅力ある市街地景観形成の魅力	ＪＲ小山駅及び祇園城通り周辺等において、地区計画制度*や小山市景観計画の活用などを通じて、魅力ある市街地の景観づくりを推進します。	❗
1-3	農業の有する多面的機能の発揮	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な風景の形成、文化の伝承など、地域の共同活動等を支援することにより、農地の多面的機能の発揮を促進します。	
２．良好な景観形成に向けた規制・誘導の推進			
2-1	民間事業の景観誘導	小山市景観計画*に基づき、民間の大規模建築物等の建設に関し、周辺景観と調和した良好な景観形成の誘導を図ります。	
2-2	空家等*対策の推進	空家等*の適正な維持管理を促進するとともに、老朽化し、倒壊等の危険性のある空き家については、早期に自主解体されるよう、解体補助金制度の活用を促進します。	
2-3	良好な屋外広告物景観の誘導	屋外広告物の掲示・掲出においては小山市屋外広告物デザインの手引きの活用を図り、周辺景観と調和した良質な広告景観の誘導を図ります。	
2-4	公共事業における先導的景観整備の推進	良好な景観を形成するため、行政が主体となる道路、建築物などの公共施設整備については、周辺景観との調和を図り地域の先導的景観づくりに配慮します。	
2-5	景観形成デザインの高品質・優良化の推進	小山市景観計画*に定める建築物等の形態や意匠に関する基準について、その考え方を分かりやすく指針としてまとめ、広く活用を図ります。	
2-6	緑化の推進	生垣設置による緑化の推進を図ります。	
３．市民と行政の協働*による景観づくり			
3-1	市民意識を高める施策の推進	市民の景観に対する意識を高めるため、まちなみ景観に優れた空間や建築物を表彰する制度を検討するとともに、景観に関するワークショップ*等を行います。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
思川周辺有効活用事業	おやま思川アユ祭り参加者のアンケートによる満足度	97.5%	100%	◉
城山（祇園城）公園再整備事業	城山公園利用者数	108人／日（平日） 189人／日（休日）	550人／日（平日） 700人／日（休日）	◉ ■
地区計画策定事業	地域特性に応じた景観へ配慮した建築物の件数（地区計画の届出件数）	1,648件	2,150件	◉ ■
景観計画活用事業	周辺景観と調和した大規模建築物の件数	597件	750件	★
	周辺景観に配慮された屋外広告物の件数（デザイン協議の件数）	477件	650件	
空家等*対策事業	指導等により改善された空家等*の件数（60件／年）	80件	300件	
空家等*解体費助成事業	解体費助成制度を利用して解体された空き家の件数（10件／年）	33件	50件	★
まちなかの魅力磨き上げ推進事業	祇園城通りの歩行者数	2,500人	2,620人	❗
景観賞の実施	魅力的な景観の形成に積極的な団体や建築物等の件数（応募件数）	102件	160件	

4-2-1　市街地整備

● 現状と課題

小山駅は、ＪＲ東日本の４線（東北新幹線、宇都宮線、両毛線、水戸線）が結節する交通拠点であり、通勤、通学、集客の各側面において広域に利用されています。これまで、市の将来の発展と中心市街地の活性化*のため、駅東西の歩行者動線の整備や、駅へのアクセス*機能強化、駅東口交通結節機能の強化や市街地再開発事業*の推進、さらに、駅至近における土地区画整理事業*等を進めてきており、人口増加に大きく寄与しています。

また、市街地全体を見渡すと、昭和40年代から小山駅東側のエリアにおける城南地区や城東地区など全21地区、約1,244haの土地区画整理事業*が実施され、市街化区域*の約４割が整備されています。その他の地域では、小山市地区まちづくり条例*等を活用し、生活環境を改善する道路・公園等の市街地整備が行われています。

今後も、将来の人口減少を見据え、小山市立地適正化計画*に基づき、都市機能誘導区域*である駅周辺の賑わい・交流の創出、中心市街地の活性化*や街なか居住推進のため、市街地再開発や低未利用地*の大規模開発、既存ストックの活用、市街地に人を呼び戻す施策等が必要です。

● 基本方針

市街地は、活力ある都市活動を生み出す場であり、豊かな市民生活を実現するための舞台でもあります。

このため、市街地においては、良好で健全な市街地環境の形成と、土地の適正かつ有効な利用促進に向けて、都市基盤整備の充実を図ります。

特に、立地適正化計画*の都市機能誘導区域*（中心拠点）と位置づけた小山駅周辺の中心市街地においては、景観に配慮した植栽等の緑の適正配置や防災性の向上、バリアフリー*に配慮した安全・快適で利便性の高い市街地の形成を図るとともに、市街地再開発や低未利用地*の大規模開発を推進して街なか居住や駅周辺の賑わい交流の創出をしつつ、空き家対策や空地などの既存ストックを活用し、居心地がよく歩きたくなるまちなかの実現を目指します。

また、基盤整備が十分でない地区などにおいては、身近な生活環境の改善を図るため、地区計画制度*等の活用や民間開発の誘導など、地区レベルのまちづくりを進めます。

さらに、市民に潤いとやすらぎをもたらす公園、緑地の整備・保全に取り組み、個性的な魅力ある地域づくりにより、まちの賑わいの創出を図ります。

● 個別施策

[❗：市民提案]

１．中心市街地の整備			
1-1	小山駅周辺の整備	駅前空間の形成、駅東西の連携強化により、住宅、商業、公共施設等多様な都市機能のバランスのとれた中心市街地の活性化*を図ります。	❗

安全・快適で利便性の高い市街地の形成に向けて

［❗：市民提案］

1-2	街なか居住・市街地再開発事業*の推進	ＪＲ小山駅周辺において多様な世代が暮らしやすい街なか居住を推進するため、市街地再開発事業*及び共同化・協調化の促進、共同住宅の開発誘導を図ります。	❗
２．既成市街地の整備			
2-1	地区まちづくりの推進	小山市地区まちづくり条例*に基づき、住民主体のまちづくり組織の活動支援など、市民と協働*による地区まちづくりを推進します。	
2-2	都市計画道路等の整備推進	都市の骨格をなす幹線道路や都市計画道路について、早期整備の実現を図ります。	
2-3	都市計画公園等の整備推進	公園・緑地等の都市施設整備を推進します。	❗
３．新市街地開発			
3-1	土地区画整理事業*の推進	土地区画整理事業*の早期完了、都市基盤整備の推進、基盤未整備地区におけるまちづくりの推進、地区計画制度*などの活用を図ります。	
3-2	粟宮新都心整備の推進	粟宮地区まちづくりを核とする住宅地・産業用地等の開発ゾーンと新市民病院を核とする医療・健康介護施設展開ゾーンの整備を推進します。	
４．安全で魅力ある市街地の形成			
4-1	建築物防災対策の推進	防災対策の推進にあたり、国及び県の補助事業を活用し、これらに要する費用の一部を助成します。	
4-2	空家等*対策の推進	空家等*の適正な維持管理を促進するとともに、老朽化し、倒壊等の危険性のある空き家については、早期に自主解体されるよう、解体補助金制度の活用を促進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
小山駅東口周辺土地利用推進事業	小山駅直近の大規模低未利用地*の面積	3.0ha	2.0ha	◉ ■
城山町三丁目第二地区市街地再開発事業*	市街地再開発事業*による人口定着	15人	350人	◉ ■
ウォーカブルなまちづくりの推進	祇園城通りの歩行者数	2,500人	2,620人	★ ❗
都市計画道路３・４・101城東線道路改良事業	利便性の向上や安全で快適な歩行者空間整備の事業進捗率	55.0%	100%	■
公園施設長寿命化対策支援事業	健全な公園施設の割合の増加	26.0%	50.0%	◉ ■
間々田八幡公園整備事業	間々田八幡公園利用者数	178人／日（平日） 404人／日（休日）	840人／日（平日） 1,060人／日（休日）	◉ ■
城山（祇園城）公園再整備事業	城山公園利用者数	108人／日（平日） 189人／日（休日）	550人／日（平日） 700人／日（休日）	◉ ■
土地区画整理事業*	事業地内の供用面積	93.6ha	101.7ha	★ ◉ ■
空家等*対策事業	指導等により改善された空家等*の件数（60件／年）	80件	300件	

4-2-2　農村整備

● 現状と課題

農村部では、人口の減少や生活様式の多様化が進み、地域のコミュニティ*や活力の維持が難しくなっており、今後、豊かな自然・田園環境との調和を図りながら、地域の特性を生かした快適で便利、安全・安心で住み良い生活環境の整備と、農業の振興を図り生産を向上させるための基盤整備を推進する必要があります。

農地整備においては、未整備で小区画なため大型機械での作業が困難な地域では、農業基盤整備の実施により農地を大区画化・汎用化し、担い手への集積・集約化を進め、農業の競争力強化を図る必要があります。

一方、昨今の降雨形態及び土地利用の変化に伴い、農村地域においても降雨後の排水対策の強化が求められており、排水機能を有する農業水利施設等の適切な維持管理とともに、経年的な劣化が進行している施設等の改修を行う必要があります。

● 基本方針

農村における安全・安心で快適な生活環境の確保を推進するため、暮らしを支える農村集落内及び地域間の道路の整備を図ります。

また、農地の集積・集約化や高収益作物の生産拡大により担い手農家の育成、安定的な農業経営を図るため、農地の大区画化や農業用用排水施設等の基盤整備を実施します。

さらに、農村の集落機能や農地・農業用水などの地域資源の保全、植栽等による景観形成など、農村の良好な環境を維持・保全するとともに、地域が主体となった農業用施設の長寿命化を図るための活動に対し支援を行います。

加えて、思川西部地区における浸水被害の軽減や農業生産性の維持向上を図るため、栃木南部地区国営土地改良事業の実施を推進します。

栃木南部地区国営土地改良事業（新荒川排水路）

地域が主体となった花の植栽活動

豊かで住みよい農村生活環境の実現に向けて

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．総合的な農村環境の整備			
1-1	地域交通環境の充実	広域的な交流連携や地域の振興・利便性の向上、さらに、地域の生活道路・農道の整備を実施し、コミュニティバス*の活用を図ります。	❗
1-2	生活基盤の整備	農地の生産性を向上させるための基盤整備を進めるとともに、栃木南部地区国営土地改良事業の推進を図ります。	
1-3	農業の有する多面的機能の発揮	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な風景の形成、文化の伝承などの様々な農地の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動への支援を促進します。	
1-4	地区まちづくりの推進	小山市地区まちづくり条例*に基づき、住民主体のまちづくり組織の活動支援など、市民と協働*による地区まちづくりを推進します。	
1-5	緑の保全・緑化推進	里山林などの平地林の保全を図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
農道整備事業	基盤整備による道路の整備距離	30.03km	32.60km	■
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業の整備面積	393.9ha	477.5ha	◉ ■
栃木南部地区国営土地改良事業	栃木南部地区国営土地改良事業の事業進捗率	49.9%	100%	◉ ■
	排水機場の整備箇所数	１箇所	２箇所	
多面的機能支払交付金事業	市内全体の農振農用地面積に対して、多面的機能の維持・発揮に取り組む組織の活動対象農用地面積の割合の増加	84.3%	90.0%	◉ ■
地区まちづくり推進事業	まちづくり団体数	38団体	41団体	◉ ■

4-2-3　交通体系

● 現状と課題

本市は、鉄道、国道ともに交差する交通の要衝に位置しています。

鉄道については、東北新幹線、宇都宮線、両毛線、水戸線が交差し、１日約46,000人が利用するターミナル駅であるＪＲ小山駅をはじめ、間々田駅、思川駅の３駅を有しています。

国道については、国道４号、新４号国道、国道50号の３路線が通り、市の骨格を形成しています。

地域公共交通については、県内随一のコミュニティバス*路線網（14路線、５デマンドエリア）が整備され、人口カバー率は95.9%、利用者数は年々増加し、令和元（2019）年度には約72万人となっています。

このような中、国道４号・国道50号・ＪＲ小山駅周辺の渋滞や、増加を続ける高齢者の交通事故、他の地方都市と比較して高い自動車利用率（約70%）・低いバス利用率（約0.3%）交通ネットワーク*を形成する幹線・環状道路*が整備中であり長い年月を要することから未完成であること、などが課題となっています。

また、平成17（2005）年に「小山市交通バリアフリー*基本構想」を策定し、小山駅・間々田駅周辺は、公共交通拠点としてバリアフリー*に配慮した移動環境の実現を図るべき重点地区に位置づけ、整備方針を定めました。これまでに計画に位置づけた駅周辺の道路10.5kmのうち約４割の整備が完了しており、未整備区間の整備が課題となっています。

これらの課題に対して、産業振興や定住・交流人口*の増加等に向けた、過度な自動車依存の緩和、交通の円滑化、誰もが移動しやすく、環境や財政にやさしい持続可能な交通環境の整備が求められています。

● 基本方針

本市の産業振興のため、幹線・環状道路*を整備することで、郊外から中心市街地への交通を分散導入させ、交通の円滑化を図るとともに、広域及び周辺地域間のスムーズな移動を可能とする交通ネットワーク*により、地域間の交流促進と物流システムの効率化を図ります。

また、街の活力・魅力を高めるため、中心市街地へ誰もがアクセス*しやすい環境整備と、中心市街地内の回遊性の向上を図ります。

さらに、定住・交流人口*の増加に向けて、交通弱者や子育て世代等が生活しやすい移動環境を整備するとともに、来訪者の利便性向上を図るため、玄関口であるＪＲ小山駅・間々田駅周辺は、「小山市交通バリアフリー*基本構想」に基づき、安全・快適・便利なバリアフリー*環境づくりを推進し、地域経済の活性化を図ります。

加えて、環境にやさしい低炭素型交通ネットワーク*の実現に向けて、自動車に限らず、徒歩による移動や、情報技術を生かした自転車・公共交通の利用を促進するとともに、コミュニティバス*の持続的な運行に向けた更なる収支の改善と、アクセス*利便性強化に向けた運行本数増加を目指します。

小山の産業・ひと・未来を支える活力と魅力ある交通環境づくり

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．総合交通体系の構築			
1-1	総合的交通体系の推進	地域特性と長期的視野に立ち、広域性を有する総合的な道路網体系の整備を図ります。特に、市の骨格となる幹線・環状道路*の整備を重点的に推進します。	
２．公共交通機関の整備・充実			
2-1	鉄道交通の増強・サービスの向上促進	東北新幹線・宇都宮線の輸送力増強や両毛線の複線化を図るとともに、水戸線を含めた利便性の向上を要望していきます。	
2-2	コミュニティバス*の運行	市街地循環バスによる移動の利便性向上や道路交通環境の改善、地域コミュニティバス*による郊外部や交通弱者等への対応など、交通環境の充実を図ります。また、利用者増に向けたモビリティ・マネジメント*を継続実施し収支の改善を図ります。	❗
2-3	新技術の導入検討	公共交通等のサービスを誰もが利用しやすいよう利便性を向上させるため、MaaS*、キャッシュレス決済、自動運転など新技術の導入を検討します。	
2-4	拠点間のアクセス*利便性強化	拠点停留所等を整備し、コミュニティバス*を利用促進するとともに、市民ボランティア*等による互助輸送*を構築することで拠点間の移動の利便性強化を図ります。	❗
３．交通結節点*機能の充実			
3-1	小山駅の交通結節点*機能の充実	交通結節点*として円滑な動線処理と利便性の向上を図ります。	
3-2	地域の交通拠点の整備検討	鉄道の新駅やコミュニティバス*等公共交通の停留所とあわせた、地域の交通拠点の整備を検討します。	❗
４．ひとや環境にやさしい交通環境の整備			
4-1	歩行環境の安全性確保	駅及び周辺街路における段差解消等のバリアフリー*整備による人にやさしい快適な歩行者空間の整備を推進します。	❗
4-2	交通環境への負荷の低減	多様な交通手段・自転車の利活用を図るとともに、低公害車の導入を促進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
小山外環状線道路整備推進事業	環状線の整備率（整備延長／総延長）	30.0%	40.0%	■
	国道50号の混雑度［全国道路・街路交通情勢調査］（実測交通量／設計交通量）	1.2	1.0未満	
コミュニティバス*事業	コミュニティバス*の利用者数［計画　14路線　５エリア］（１日の利用者数）	2,049人（R1）	2,700人	◉■❗
	コミュニティバス*の収支率［路線バス*計画14路線］（運行収入／運行経費）	41.0%（R1）	45.0%	
	デマンドバス*、互助輸送*年間利用者数（１年間の利用者数）	10,437人（R1）	12,000人	
交通バリアフリー*化推進事業	歩行者の誰もが安心して円滑に移動できる市道（特定道路）の整備延長	4.1km（R1）	5.0km	■❗

4-2-4　道　路

● 現状と課題

本市における道路の状況は、首都圏と東北地方を結ぶ南北交通軸の国道４号、新４号国道と北関東３県を連結する東西交通軸の国道50号が交差しており、それら国道を骨格として周辺都市間を結ぶ主要地方道や県道が配置されています。

しかし、国道４号や国道50号は交通量が多く混雑している上、他市町間の幹線・環状道路*も整備が不十分であり、また、市道においても車両のすれ違いに支障がある狭い道路が存在している状況です。

市民からは、幹線・環状道路*の整備や身近な道路整備による利便性の向上、安全な通学路の整備等を望む声があります。

さらに、安全のため、老朽化した橋梁の整備も進めていく必要があります。

● 基本方針

幹線・環状道路*から生活道路まで長期的視野に立った「小山市総合都市交通計画*」に基づき、都市基盤の充実や開発等による土地利用を考慮した上で計画的かつ効率的な道路整備を推進します。

施策実施にあたっては、道路ネットワーク*の充実・暮らしを支える生活道路整備・安全で快適な道路整備等の施策の基に、都市間連携の強化・地域利便性の向上、安全で快適に移動や滞在ができる歩行者空間を確保するためのユニバーサルデザイン*を導入し、生活環境の向上を図るとともに、計画的な維持補修の促進により安全で安心な道路保全に取り組みます。

また、市民と協働*による道路環境づくりのため、道路の里親*や緑とあかりの里親*、桜の里親*への参画*を通して、道路に対する愛護意識の高揚を図ります。

さらに、橋梁においては予防的な修繕と計画的な架け替えを実施することで、長寿命化及びコスト*縮減を図ります。

● 個別施策

[❗：市民提案]

１．道路網整備の体系化			
1-1	総合的道路体系の確立	地域特性と長期的視野に立ち、広域性を有する総合的な都市交通体系を踏まえた道路網の確立を図ります。	
1-2	周辺市町間道路整備計画の整備	市町間の連携の強化やアクセス*の向上を図るため、周辺市町間連絡道路整備促進協議会等で整備を推進します。	
２．幹線道路のネットワーク*の確立			
2-1	主要幹線道路の整備（国道及び県道）	広域的な連携・地域の利便性向上、地域産業の活性化等に資する高速道路へのアクセス*道路及び幹線道路の整備促進を要望していきます。	
2-2	幹線道路の整備	主要幹線道路へのアクセス*強化・産業拠点・観光資源・公共施設へのアクセス*向上のため、幹線道路の体系的な整備を図ります。	

市民生活を支える　人にやさしい“道”づくり

［❗：市民提案］

３．生活道路の整備			
3-1	一般道路の整備	日常生活の安全性及び利便性の向上を図り、道路機能と生活環境の改善に寄与する生活道路の整備を推進します。	
3-2	狭あい*道路の整備	車両のすれ違いや消火活動に支障をきたす狭あい*道路について、地元住民の理解と協力を仰ぎ、４ｍ以上の道路幅員を確保し、整備を推進します。	
４．安全で快適な道路整備の促進			
4-1	道路安全施設の強化	安全で円滑な交通を確保するため、道路構造物や交通安全施設等の強化を図ります。	
4-2	歩行者・自転車空間の整備	歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、道路及び交通の状況に応じた整備を推進します。	❗
５．道路機能の保全			
5-1	計画的な維持補修の促進	路面性状調査*を実施するとともに今後の維持修繕計画を策定し、舗装の計画的な維持修繕を図ります。	
5-2	橋梁の長寿命化対策による予防保全*的管理の促進	橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、予防保全*的な管理を行います。	
5-3	市民と共同による道路環境づくりの促進	道路の里親*・緑とあかりの里親*・桜の里親*制度へ市民の参画*を図り、道路の緑地帯や街灯を生かした魅力のある道路環境づくりを推進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
各市町間道路整備促進協議会の開催	周辺市町間の連絡道路（県事業）の整備率	43.0%	74.0%	◉
幹線道路（市道）整備事業	幹線道路（市道）の整備により、交通の円滑化が図られる延長	38.0km	41.7km	
周辺市町間の連絡道路の整備事業	市町間の連絡道路の整備により、他市町への交通の円滑化が図られる延長	24.0km	25.2km	
小山外環状線道路整備事業	環状線の整備率（整備延長／総延長）	30.0%	40.0%	■
都市計画道路３・４・101城東線道路改良事業	利便性の向上や安全で快適な歩行者空間整備の事業進捗率	55.0%	100%	
交通バリアフリー*化推進事業	歩行者の誰もが安心して円滑に移動できる市道（特定道路）の整備延長	4.1km（R1）	5.0km	■ ❗
道路愛護促進事業	道路愛護の高揚人数	13,572人	21,000人	
緑とあかりの里親*づくり事業	里親登録団体数	103団体	140団体	

4-2-5　駐車場・駐輪場

● 現状と課題

本市では、駅利用者や商店街等への利便性向上及び周辺都市環境の美化推進を目的に、公共駐車場・公共駐輪場を設置しています。

公共駐車場は、ＪＲ小山駅と思川駅に１箇所ずつ、主に駅への送迎や買い物など短時間の利用者向けに設置しており、小山駅西口公共駐車場は利便性が高いため利用者が多い状況です。

公共駐輪場は、ＪＲ小山駅、間々田駅及び思川駅周辺に計８箇所設置しており、主に通勤通学の方が定期利用していますが、特に小山駅東公共駐輪場の利用者が増加しており、混雑が激しくなっています。

また、ＪＲ小山駅周辺歩道等における自転車の違法駐輪の撤去件数については、平成30（2018）年度は534台であったものの、指導管理により令和元（2019）年度には427台に減少しています。

● 基本方針

駅利用者や周辺商店への利便性向上のため、引き続き公共駐車場や駐輪場の適正な運営、維持管理に取り組みます。

また、駐輪場施設の維持管理については、特に利用者が増加している小山駅東公共駐輪場の老朽化した定期利用者用ラックを、使用しやすいスライド式ラック*等へ更新するとともに、駐輪台数を増やすなど、混雑の緩和に向けて様々な方向から検討を図ります。

さらに、駅周辺や公共駐輪場内の放置自転車については、定期的な撤去を実施し、環境美化に取り組むとともに、撤去した自転車については、リサイクル*をはじめ有効な活用を推進していきます。

自動車・自転車・歩行者の安全な交通環境の実現へ

● 個別施策

［❗：市民提案］

1．公共駐車場・駐輪場の維持管理			
1-1	適切な維持管理と整備促進	公共駐輪場における老朽化した関連設備について、計画的に修繕を行いながら適切な維持管理に取り組むとともに、利用者が使用しやすいラックを導入するなど、施設整備の促進を図ります。また、引き続き指定管理者制度*に基づいた管理運営を行います。	❗
2．公共駐車場・駐輪場の利用促進			
2-1	市民や通勤通学者の利用促進	民間駐車場・駐輪場との住み分けを勘案しつつ、指定管理者と市が連携して積極的な利用ＰＲを行うとともに、自転車の積極的な利用を促します。	
3．放置自転車等防止対策			
3-1	放置自転車の整理と回収自転車の有効利用	放置自転車や違法駐輪が多い小山駅周辺について、指導整理を行うとともに公共駐輪場内における長期駐輪自転車の撤去を行います。また、回収後引き取りがない自転車については、リサイクル*を行うなど有効利用を図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
放置自転車対策事業	放置自転車撤去件数	400件／年	250件／年	

小山駅東公共駐輪場

長期駐輪自転車の撤去作業

－３　住みたい住み続けたい住環境

4-3-1　住　宅

● 現状と課題

住宅は、生活の基盤となるものであるとともに地域のコミュニティ*を構成する基礎的な要素であることから、耐震性など住宅性能に対する不安や危険なブロック塀を解消し、将来にわたって安全・安心にかつ快適・便利に暮らし続けられる住宅・住環境づくりが必要です。

また、本市には令和２（2020）年４月１日現在1,120軒の空き家があり、その流通・活用促進が課題となっています。

さらに、市営住宅については、既存ストックの適正な予防保全*による長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な維持管理を実施する必要があります。

● 基本方針

市民の安全・安心で快適な住宅・住環境を確保するため、住宅の機能性向上を図るとともに、人と環境にやさしい住まいづくりを推進し、健康で文化的な生活を営むためのセーフティネット*の確保及び居住水準の向上による良質な住宅ストック*の形成を図ります。

また、街なかを生活空間とし、賑わいの源である定住人口を増加させることで中心市街地の活性化*を図るため、街なか居住を推進しています。その支援策として、中心市街地の中高層共同住宅*の建設促進を図ります。さらに、空き家の有効活用を図ることで、市外からの移住を促進します。

事業の実施にあたっては、住宅・住環境づくりへの関心を高めるための広報・普及啓発活動を図るとともに、市営住宅の長寿命化推進事業や、各種支援制度の構築などに取り組みながら、誰もが快適・安心に暮らせる、笑顔あふれる住宅・住環境づくりを推進します。

竹の台市営住宅

● 個別施策

［！：市民提案］

1．安全・安心で良質な住宅ストック*の形成			
1-1	耐震化に対する支援	昭和56（1981）年以前の木造住宅の耐震改修・建替えや危険なブロック塀等の安全対策にあたり、国及び県の補助事業を活用し、これらに要する費用の一部を助成します。	
1-2	市営住宅の長寿命化と計画的な維持管理	本市が管理する市営住宅について、屋根外壁の改修や給水設備の改修等を実施し、長寿命化によるライフサイクルコスト*の縮減や、計画的な維持管理を実施することにより入居者の安全で快適な居住環境を確保します。	
2．定住人口増を目指した住宅・住環境づくり			
2-1	街なか居住の推進	街なかに優良な共同住宅を確保することにより、賑わいの源である定住人口を増加させることで、中心市街地の活性化*を促進し、街なか居住の推進を図ります。	！
2-2	空き家対策の推進	空き家バンク制度*を利用し、空き家所有者と移住・定住希望者をマッチングさせ、空き家の有効活用を図ります。	！

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　！：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
小山市木造住宅耐震対策助成事業	木造住宅耐震対策助成戸数（耐震改修）	35戸	60戸	◉■
	木造住宅耐震対策助成戸数（耐震建替え）	0戸	40戸	★◉■
小山市ブロック塀等安全対策助成事業	ブロック塀等安全対策助成戸数	16戸	120戸	★◉■
市営住宅長寿命化推進事業	改修実績棟数	39棟	67棟	◉■
街なか居住推進のための支援策	街なか中高層共同住宅*建設促進事業補助金を活用した定住人口	180人	240人	◉■！

空き家バンク

4-3-2　上水道

● 現状と課題

本市水道事業は、昭和33（1958）年の創設より第２次・第３次拡張事業を経て、現在では、表流水を水源とする若木浄水場、表流水と地下水を水源とする羽川西浄水場、地下水を水源とする鵜島浄水場の３箇所で給水区域*10,930haに配水しています。創設から60年以上が経過し、水道が社会基盤を支えるライフライン*として欠かせないものとなった一方で、基幹となる施設が一斉に更新時期を迎えています。さらに、給水区域*内で未だ配水管*未整備の地区があるほか、配水管*片送り*による水圧不足が懸念される地区が点在しています。

このため、今後想定される整備や更新需要を把握することで、可能な限り縮減させながら財政負担を平準化し、将来にわたって安全で強靭な水道の持続が可能となるよう、「安全な水の供給（安全）」、「危機管理への対応（強靭）」、「水道サービスの持続性確保（持続）」の３つを政策課題として取り組み、本市水道事業を効率的かつ安定的に継続させていきます。

● 基本方針

本市水道事業において「安全」・「強靭」・「持続」を政策課題として平成30（2018）年度に見直し策定された「小山市水道ビジョン」に基づき、安全な水を安定して供給するため、区域内未整備地区の解消と水圧不足解消に向け、配水管*網再整備として配水管*拡張事業を行います。

また、強靭な水道を持続するため、基幹管路*の耐震化や若木浄水場の耐震化及び設備更新を行うとともに、平成27（2015）年の関東・東北豪雨で機能が停止した羽川西浄水場について、同様の災害でも断水しないような対策を講じていきます。

羽川西浄水場

安全で安心な　おいしい小山の水道水

● 個別施策

［❗：市民提案］

1．安全（安全な水の供給）			
1-1	配水管*拡張事業	給水区域*の上水道未整備地区に配水管*を整備し、市民に安全で安定した水道水を供給するとともに、管路のループ化及び増径管整備により、低水圧地区の解消を図ります。	
2．強靭（危機管理への対応）、持続（水道サービスの持続性確保）			
2-1	若木浄水場の耐震化及び設備更新	若木浄水場の耐震化と、老朽化した設備の更新について調査・設計を行います。また、更新期間中は能力を一部休止するため、配水安定性を確保するため、事前の準備として鵜島浄水場の整備修繕を行います。	
2-2	羽川西浄水場排水強化対策	平成27（2015）年９月の関東・東北豪雨により水没し、機能停止した羽川西浄水場について、同様の規模による被災でも断水しないよう対策を行います。	
2-3	老朽配水管*更新・耐震化の推進	老朽配水管*の更新と併せて配水管*の耐震化と長寿命化等の機能向上により、災害に強い強靭な水道施設の構築を図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
配水管*拡張事業	上水道を使用している人の割合	84.59%	86.0%	
	給水区域*において上水道を使用している人の割合	91.98%	93.0%	
若木浄水場の耐震化及び設備更新	若木浄水場場内設備耐震・老朽化対策内容の把握（調査設計場内設備数）	０設備	全６設備	
羽川西浄水場浸水対策事業	羽川西浄水場場内設備の仮設浸水対策数	１設備	全５設備	◉
老朽配水管*更新事業	老朽管（基幹管路*）の布設替の割合	4.9%	17.0%	■

羽川西浄水場配水ポンプ

喜沢取水塔

4-3-3　下水道

● 現状と課題

下水道*は、快適な生活環境の実現と河川等の公共用水域の水質を保全するため、市街地は公共下水道*、農村集落は農業集落排水*事業、その他の地域は浄化槽*設置整備事業により整備を推進しています。

令和元（2019）年度末時点での汚水処理に係る事業の行政人口に対する普及率は、公共下水道*が約66.3%、農業集落排水*事業が約7.9%で、浄化槽*についても合併処理浄化槽*への切り替えや普及を図っています。

しかし、水処理センターや管路施設、農業集落排水*処理施設の老朽化も進行しているため、公共下水道*の未普及箇所の解消を図るとともに、施設の老朽化に伴う改築・更新を行い、持続可能な公共下水道*事業を進める必要があります。

また、地球温暖化*対策等への貢献の観点から、下水道*の有する熱やバイオマス*等の資源・エネルギーの利活用が求められており、積極的に推進する必要があります。

さらに、近年の局地化・集中化する降雨に対し、既存の排水施設の整備水準を整理した上で、既存の排水施設を活用し、段階的に雨水の排水対策を進める必要があります。

● 基本方針

「小山市生活排水処理計画*」に基づき、経済・社会及び地域の実情に応じて、公共下水道*・農業集落排水*施設の整備を計画的かつ効率的に行うとともに、合併処理浄化槽*の設置普及や、環境負荷*の大きい既設単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への転換を推進します。

また、「小山市公共下水道*ストックマネジメント計画*」及び「小山市農業集落排水施設最適整備構想*」に基づいた予防保全*型の維持管理を行い、持続的な公共用水域の水質保全を図ります。

各事業で発生する汚泥については、安定処分と循環型社会*に対応するため、資源化や堆肥化などの再生利用を促進し、有効利用を推進します。

雨水に係る排水対策は、既存ストックを活用し段階的に整備を図ります。

小山水処理センター

横倉第一雨水幹線

衛生的で快適な生活環境づくり

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．汚水の排除			
1-1	汚水管渠の整備	市街化区域*への計画的な汚水管の整備と、他事業と連携し効率的な管渠の整備を進めます。	
1-2	水洗化の促進	公共用水域の水質保全、水辺環境の維持向上のため、水洗化率向上に向けて普及啓発を行います。	
２．雨水の排除			
2-1	雨水排水施設・管渠の整備	近年の「ゲリラ豪雨*」などの大雨による河川の高水位時の浸水被害軽減・解消のため、既存施設を最大限に活用した雨水排水施設と管渠の整備を進めます。	
３．下水道*ストックマネジメントの推進			
3-1	良質な下水道*サービスの提供	下水道*ストックマネジメント計画の中長期的マネジメントにより施設の長寿命化を図るため、戦略的な維持修繕及び改築を行います。	
４．循環型社会*への対応			
4-1	再生資源の有効活用	循環型社会*に対応するため、汚泥の減容化時に発生するガスの利活用、消化汚泥を燃料化するための改築を行います。また、農集排、浄化槽*で発生する汚泥の堆肥化を行います。	
５．農業振興地域の環境保全			
5-1	農業農村環境の保全	農業振興地域における農村生活環境及び農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水*への接続促進を図ります。	
６．浄化槽*の設置普及			
6-1	浄化槽*の設置普及	公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽*（合併処理浄化槽*）の設置普及を推進するとともに、環境負荷*の大きい既設単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への転換を推進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
汚水管渠整備事業（小山・扶桑・思川処理区）	普及率（供用開始区域内人口／行政人口）	66.28%	68.0%	
城南汚水ポンプ場整備事業	事業進捗率（実績事業費／計画事業費）	25.0%	100%	★
公共下水道*事業 大行寺排水区（雨水）整備事業	市街化区域*の浸水面積（計画対象降雨時）	14ha	0ha	★◉■
小山水処理センター 施設改築事業	事業進捗率（実績事業費／計画事業費）	57.5%	100%	◉■
ＰＦＩ方式を活用した汚泥消化施設の改築	事業進捗率（実績事業費／計画事業費）	1.5%	100%	★
浄化槽*設置整備事業	浄化槽*設置費補助金による整備基数	125基／年	125基／年	

4-3-4　墓　地

● 現状と課題

将来の墓地不足を解消し、低廉な公共墓地を長期的、安定的に供給することを目的に、墓園やすらぎの森を平成７（1995）年度に開園しました。

園内には、令和２（2020）年９月末現在、14墓所区、3,221基の芝生墓地を整備しており、そのうち3,050基の使用を許可しています。今後は、令和６（2024）年度までに２墓所区、701基を整備し、最終的に計16墓所区、3,922基の芝生墓地の整備を予定しています。

また、平成23（2011）年度に一つのお墓に多数の遺骨を一緒に埋蔵する合葬式墓地*1,800体分を整備し、令和２（2020）年９月末現在、923体の使用を許可しています。

合葬式墓地*は芝生墓地に比べ、「お墓の継承者がいなくても利用が可能」、「使用申込時の使用料以外に年間管理料の徴収がなく安価で利用できる」等のメリットがあり、近年、申込が増加傾向にあります。

今後、核家族化や少子化など家庭環境の変化による墓地継承者減少等、社会状況の変化に伴い、墓地に対する考え方も変化していることから、新たな墓地需要として合葬式墓地*の増設が求められています。

● 基本方針

墓園やすらぎの森について、平成21（2009）年に一部改定した「小山市墓園やすらぎの森墓域基本計画*」に基づき、墓地需要に見合った墓地の計画的な整備を進める一方、利用者にとって単なる墓地ではなく、自然とのふれあいや散策等による憩いの場となるよう、施設や植栽の適切な維持管理を実施します。

また、市内に多数ある共同墓地を点検し、台帳を整備することにより、使用状況の把握を行います。

緑豊かで　自然とふれあいのあるやすらぎの森づくり

● 個別施策

［❗：市民提案］

１．小山市墓園やすらぎの森整備事業の推進			
1-1	事業推進計画の確立	基本計画・年次計画に基づき、今後の墓地需要に見合った墓地の計画的整備を図ります。	
1-2	墓域等整備事業の推進	市民の墓地に対する意識・要望等を的確に把握し、計画的・効率的な市営墓地の造成・整備を進めます。	
1-3	維持管理の充実	やすらぎの森への墓参と同時に、自然とのふれあいや散策、休憩のできる良好な環境を保持するため、施設や植栽の適正な維持管理を図ります。	
２．共同墓地の適正運営の指導			
2-1	共同墓地の台帳整理	墓地管理を明確にするため、墓地台帳を整備し使用状況の把握を行います。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
小山市墓園やすらぎの森整備事業	墓域整備数（整備率）	3,221基（82.1%）（R2.9）	3,922基（100%）	
	墓所分譲数（分譲率）	3,050基（77.8%）（R2.9）	3,441基（87.7%）	
	合葬式墓地*分譲数（分譲率）	923体（51.2%）（R2.9）	1,318体（73.2%）	

小山市墓園やすらぎの森「墓所」

小山市墓園やすらぎの森「管理棟」

4-4-1　工業・企業誘致

● 現状と課題

本市では、昭和36（1961）年に小山工業団地の造成を開始して以来、10か所、総面積411.4haの工業団地を造成しており、さらに、令和３（2021）年１月末現在、小山東部第二工業団地を分譲中、テクノパーク小山南部を造成中です。

今日まで計画的に工業団地を造成したことにより、工業団地だけで約160社を誘致、約12,000人の雇用を生み出し、また、税収についても本市の中で大きな額を占めています。

少子高齢化により生産年齢人口*が減少し、担い手不足も大きな課題となる一方、企業の成長を図る上では、付加価値の高い製品づくり、ノウハウ*の集積や異業種交流等による新たな企業価値の創造が求められます。特に、製造業が中心となる本市においては、産業構造の変化に伴い、ものづくり人材の不足が課題であるため、市内に拠点を有する既存企業や、新規工業団地へ進出する企業における雇用と人材の育成に視点を置く必要があります。

経済の活況は、まちづくりの原点であり、将来にわたって持続的に発展可能な小山市の構築を目指すためには、本市の立地利便性を生かした、人と企業に選ばれる施策を一層推進していく必要があります。

● 基本方針

小山東部第二工業団地の分譲、また、テクノパーク小山南部の造成を進めるほか、小山第四第二工区工業団地造成に取り組みます。

圏央道開通に伴う新４号国道の利便性向上を図りつつ、本市が有する豊かな自然や周辺住民の生活環境の維持も踏まえ、工業団地開発について検討していきます。

企業誘致にあたっては、多様な企業を誘致することにより、景気の変動に左右されない産業構造の変化に対応した産業体質の構築を目指すとともに、企業による省エネルギーやＣＯ２削減といった取組や、地域の環境保全活動への参加などを誘致時の指標とします。

また、地域の産業を支える地元企業へ、産業財産権*取得支援等の企業価値を高める支援策や、ものづくり人材育成等の人材確保・雇用に関する支援を講じ、魅力ある地域産業の創出を図ります。

さらに、産学官の連携強化により、若者・女性の起業やビジネスチャンスの拡大支援の充実を図り、多様な人材が多様に活躍できる環境を提供することで、若者から高齢者まで幅広い人材が集うまちづくりを推進します。

● 個別施策

[❗：市民提案]

１．新たな活力・魅力づくり			
1-1	企業の支援・強化	工場等を新設（既存企業の移転又は増改築を含む）した企業に対し、一定期間の固定資産税増税分を支援する工業振興奨励金により、企業の設備投資を奨励します。	

人と企業に選ばれる　持続的に発展可能な工業のまち小山市へ

［❗：市民提案］

1-2	企業の育成・振興	充分な資金調達力を持たない中小企業に対し、ＩＳＯ*・ＨＡＣＣＰ*等認証取得支援事業補助金、産業財産権*取得支援事業補助金などの研究開発促進や販路拡大、人材育成のための支援を行い、競争力を強化し魅力ある地域産業の創出を図ります。	❗
２．人・ものづくり			
2-1	起業家・創業家の育成	地域の起業家に対して、新事業立ち上げを支援するため、創業相談や起業家育成講座・起業家セミナーを開設し、課題解決のための個別支援を実施します。	❗
2-2	若者や女性等の創業支援	若者、特に女性の都心への流出を防ぐための施策のひとつとして、若者や女性が参加しやすい創業支援事業を実施します。	❗
2-3	経営力の強化	企業の経営体質の強化を図るため、同業種の連携を促進するとともに、市、商工会議所、中小企業団体等による経営診断、経営相談等の支援を図ります。	
2-4	若手人材の教育環境・基盤整備	若年者のものづくり企業離れや熟練技能者の高齢化等に対し、企業の技術・技能等を担う人材の確保・育成するため、企業の人材育成を支援します。また、子どもたちが小山の産業に触れ、体験し、ものづくりに対し興味を抱いてもらえるよう、ものづくり体験学習や実務体験などを学校教育機関等と連携し、次の世代を担う人材育成を行います。	❗
３．基盤・環境づくり			
3-1	戦略的産業立地・産業集積の誘致促進	分譲中の工業団地や遊休未利用地への企業誘致を促進し、本社機能や研究開発機能の都内から本市への移転に取り組むことで、地域経済の振興と市民の雇用機会の確保を図ります。	❗
3-2	戦略的産業立地・産業集積の整備促進	新４号国道沿線における新規工業団地の開発整備を検討するとともに、企業立地の動向や経済状況などの外部環境を把握し、長期的視点に立った新規工業団地の開発計画を検討します。	
４．仕組み・ネットワーク*づくり			
4-1	戦略的産業立地・産業集積の整備促進	土地取得助成金など、企業立地促進のための優遇制度を充実し、優良企業の進出･安定就労の確保に向けた支援及び施策の推進を図ります。	❗
4-2	おやま産学官ネットワーク*の支援	おやま産学官ネットワーク*や関係団体と連携し、業種を越えた人的ネットワーク*形成や企業間交流の促進を推進します。	❗
4-3	工業振興体制の充実	地域住民自らが取り組むコミュニティビジネス*の促進を図るため、人材確保や資金調達に対する支援策を推進します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
工業振興奨励金拡大事業	奨励金交付事業者数（累計）	63件	80件	◉
海外販路拡大支援事業	補助金交付件数（累計）	３件	15件	◉
創業支援事業計画に基づく創業支援事業	市内における創業者数（累計）	２人	12人	◉
ものづくり人材育成助成金交付事業	助成金交付件数（累計）	137件	300件	
新規工業団地開発推進事業	新規雇用者数（累計）	52人	400人	◉■

4-4-2　商　業

● 現状と課題

郊外ロードサイドへの大型店の進出や電子商取引（Ｅコマース）*の普及など、社会経済環境の変化等により、小山駅周辺のロブレをはじめとした商業施設や既存商店街の集客力の減少、商店経営者の高齢化、後継者不在等が問題となっています。

商業の活性化には、消費者としての「人」を増やすことが効果的であることから、街なか居住を推進し、中心市街地の総合的な賑わい、活力を創出することが求められています。

また、各商店街においては、各店舗の魅力の向上とまち並環境整備が一体となった総合的な商業空間の魅力づくりを図る必要があります。

● 基本方針

市民をはじめ来訪者を多く集めることで、消費活動を通じた商業及び中心市街地の活性化*を目指すとともに、小山駅西口周辺の若者や女性の起業等による商店街や商業施設などの再生・活用及び商業環境の魅力向上を促進し、商工団体と連携した小山駅周辺の活性化を進め、市民の「生活の場」としての環境の向上を図ります。

また、まちの駅*の活用やイベント等の開催を通した交流人口*の拡大や小山の魅力の発信を図るため、令和３（2021）年３月に策定した「第３期小山市商業・観光振興計画*」に基づき、商業活性化による賑わいあるまちづくりの実現に向け、計画的に施策を推進します。

さらに、平成31（2019）年３月に策定した「第３期おやまブランド*創生・発信推進計画」に基づき、豊かな自然環境と人々の高い技術によって生み出される産品をブランド化する「おやまブランド*」の創生発信運動を推進し、小山の魅力発信とイメージアップにより地域経済の活性化を図ります。

小山駅西口前

まちの駅*思季彩館

魅力的な個性発揮　人が集まる賑わいづくり

● 個別施策

[❗：市民提案]

1．商業活性化による賑わいあるまちづくり			
1-1	中心商業活性化促進	本市の商業活動を牽引する役割を担うＪＲ小山駅周辺地区について、大局的な都市づくりの視点を踏まえつつ、本市の賑わいの再生及び魅力を創出するため、ロブレビルの活用等、商業環境の充実のほか、中心商業活性化を図ります。また、若者・女性の起業やイベント活動、空き店舗の活用モデル（時間別シェア店舗*）の支援を図ります。	❗
1-2	地域商業活性化促進	本市の地域生活拠点としての役割を担っている間々田駅･思川駅周辺地区について､商業環境と生活環境を一体的に整備することにより、地域商業地の再生・活性化と同時に生活利便性の向上を図ります。	❗
1-3	地元消費の喚起促進	市民や在勤者等の地元消費の喚起を強化するため、「開運小山市共通商品券」の継続発行とサービス強化を図ります。	
1-4	まちなかの賑わい	おやまブランド*をはじめとする地域の特産品や地元産の新鮮野菜や果物、生花の販売など、地域のアンテナショップ*として、また、まちなか観光のおもてなし拠点、まちなか回遊拠点としての役割を担うまちの駅*について、更なる機能強化を図ります。	❗
2．多様なＰＲ・情報による小山の魅力の発信			
2-1	おやまブランド*の活用	「小山評定ふるさと大使*」と連携するなど、小山の魅力を発信する効果的なツールとして「おやまブランド*」の積極的な活用を図り、本市のイメージアップを図ります。	
3．協働*で取り組む連携・支援			
3-1	体制強化・人づくり支援	各種施策を効果的・魅力的に展開していくため、若者・女性等による実行委員会など、企画・実施等の主体となる関係組織の体制強化を図ります。また、市内中小企業・商店等に対しては、事業資金の低利融資等の支援策を講じ、経営の安定・成長を図ります。さらに、市民が主体的に関わる観光ボランティア*の育成を図り、来訪者に対するおもてなしの向上と市民の意識高揚を図ります。	❗

● 重点事業・成果指標（KPI）

[★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案]

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
中心市街地活性化イベント事業	民間イベント数	３件（R1）	６件	◉
まちづくり活動推進事業（若者・女性の起業やイベント活動支援）	まちゼミ参加店舗数	22店（R1）	27店	❗
まちの駅*運営事業の活用	利用者満足度の向上（５段階評価）	4.44	4.5	◉
うどんのまちの創生と推進事業	うどん打ち講習会参加者数	140人（R1）	170人	◉
おやまブランド*創生・発信推進事業	おやまブランド*の認知度（アンケート調査）	70.0%	75.0%	◉
中小企業事業資金融資事業	市制度融資の利用件数（現状値×1.05）	248件（R1）	260件	

4-4-3　観　光

● 現状と課題

本市では、東京圏*などからのアクセス*利便性と豊かな自然や歴史・文化等を生かしながら、高い集客力を誇る「おやまサマーフェスティバル」など、市民参加型のイベント等の実施によりまちの賑わいを図ることで、地域の活性化を目指しています。

「観光都市おやま」を実現するためには、祇園城跡*（城山公園）、小山御殿広場などの市内に存在する魅力的な史跡や渡良瀬遊水地等、市の誇れる地域資源を活用し、本市の知名度アップに向けた一層の取組が必要です。

● 基本方針

小山評定*跡をはじめ、祇園城跡*（城山公園）や摩利支天塚古墳*、琵琶塚古墳*など歴史資源のネットワーク*化を図るとともに、世界に誇る観光資源としてユネスコ無形文化遺産*である「結城紬*」やラムサール条約*湿地「渡良瀬遊水地」を活用した観光ルートの形成やガイドサイン*の整備を図ります。

また、ＪＲ小山駅を中心としたまちなかには思川が流れ、祇園城跡*（城山公園）・小山御殿広場や多数の神社仏閣などの歴史資源等が立地していることから、これら地域資源を活用した観光散策コースを確立し、まちなかの回遊性の確保を図ります。

さらに、魅力ある観光地として国内はもとより、インバウンド*等による訪日外国人の集客を図るために、おやまブランド*の地場産品や伝統工芸品の更なる活用、歴史史跡や施設等の観光資源の掘り起こしなど、一般社団法人小山市観光協会や栃木県と連携した事業展開を図るとともに、本市の観光資源の様々な魅力や価値を、継続的かつ効果的に市内外に発信しながら、観光振興を推進します。

● 個別施策

[！：市民提案]

１．観光資源の発掘・活用・磨き上げ			
1-1	地域資源を活用した観光の振興	交通アクセス*の良さと豊かな自然や文化・歴史等を生かし、観光資源の掘り起こしを図るとともに、集客力の高いイベントの開催や観光スポットの創出により、観光の振興を図ります。	！
1-2	祇園城跡*（城山公園）・小山御殿広場等の活用	市の歴史的アイデンティティー*を象徴する空間として、市民から親しまれる公園整備の推進とイベント等を通した活用により、まちなか回遊性の確保を図ります。	！
1-3	本場結城紬*による観光まちづくりの推進	本場結城紬*を活用し、イベント等で着心地体験を行うことで、積極的にその良さをアピールし、需要の掘り起こしを図ります。	！
1-4	渡良瀬遊水地周辺地域のエコツーリズム*推進	治水機能確保を最優先とした「エコミュージアム*化」や、インバウンド*にも対応した拠点施設「渡良瀬遊水地コウノトリ交流館」を活用するなど、来訪者にとって魅力あるエコツーリズム*を推進します。	！

豊かな地域資源を生かした観光地化をめざして

［❗：市民提案］

２．観光情報の発信強化			
2-1	「おやまブランド*」創生推進運動との連携促進	小山市観光協会と連携し「おやまブランド*」の普及啓発に取り組むことで、本市のイメージアップ、知名度の向上を図ります。	
2-2	小山の魅力発信の推進	本市の観光資源の様々な魅力や価値を、継続的かつ効果的に市内外に発信する活動を積極的に展開します。	❗
2-3	歴史と自然のネットワーク*整備	歴史的・文化的資源と渡良瀬遊水地や思川等、自然・観光資源を結ぶ交通ネットワーク*整備を図ります。	❗
2-4	小山市観光協会の事業拡充の支援	新規事業や観光情報システムの充実を促進し、小山市観光協会各部会の体制強化を図ることにより、観光振興を支援します。	
３．インバウンド*観光・誘客の拡大			
3-1	インバウンド*等による観光誘客の推進	栃木県と連携しつつ教育旅行生等の訪問を受け入れる事業を実施し、インバウンド*等による訪日外国人の観光誘客を推進します。	❗

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　❗：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
城山（祇園城）公園再整備事業	城山公園利用者数	108人／日（平日） 189人／日（休日）	550人／日（平日） 700人／日（休日）	★◉■❗
本場結城紬*着用推進事業	おやま本場結城紬*クラフト館来館者数（累計）	39,036人	70,000人	◉
渡良瀬遊水地のエコツーリズム*推進事業	渡良瀬遊水地を活用したエコツーリズム*の推進による交流人口*の拡大	22,000人（H30.3）	30,000人	★◉❗
おやまブランド*全国発信・創出事業	おやまブランド*の認知度（アンケート調査）	70.0%	75.0%	◉
小山の魅力発信事業	小山市の認知度	59.0%（R1）	65.0%	◉

渡良瀬遊水地

おやまサマーフェスティバル

－５　働きやすい労働環境

4-5-1　雇　用

● 現状と課題

労働者の意欲向上と能力の発揮は、地域産業の活性化には欠かせない重要なファクターであり、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとする関係機関との連携や、既存企業に対する支援及び企業誘致による雇用確保に併せ、企業が求める人材の育成が求められています。

このような中、わが国の景気は、平成23（2011）年の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持してきましたが、令和２（2020）年の新型コロナウイルス感染症により、日本の社会全体が甚大な影響を受けており、経済活動の停滞・抑制を通じて雇用・就業面にも大きな影響を及ぼしています。

● 基本方針

地域産業の活性化を図るため、既存企業とともに企業誘致に対する支援により、若者・女性・氷河期世代の就労だけでなく、定年退職者や中高年離職者の専門知識・技能を生かした再就労や、高齢者・障がい者の安定的な雇用機会の創出を図ります。

また、育児・介護や社会活動をしながら就労する人が、より快適に働ける労働環境の実現について、関係機関と連携しながら企業に働きかけを行うとともに、求職者に対しては、教育訓練による技能向上の支援、雇用情報の発信を行います。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、地元企業・事業者が持続的な経営活動ができるよう、国や県等の効果的な支援策及び本市における既存支援策の柔軟な活用を促進し、雇用の安定を図ります。

地域の雇用創出と労働力向上をめざして

● 個別施策

［！：市民提案］

１．企業に対する支援			
1-1	企業に対する奨励金制度の実施	市内在住の求職者を雇用する事業所に対して奨励金を支給し、市内の雇用促進を図ります。	！
1-2	企業に対する各種情報の提供	企業活動への支援を目的に、市や県の補助・融資制度をはじめとする各種助成制度や、快適な職場環境づくりに関する情報をまとめた事業者向けの冊子を発行します。	
1-3	企業に対する啓発活動	企業に対して各種啓発活動・働きかけを行い、雇用の促進を図ります。	
２．求職者に対する支援			
2-1	求職者に対する奨励金制度の実施	労働者の雇用の安定と再就職を促進するため、奨励制度を実施します。	
2-2	求職者に対する各種情報の提供	人材確保のため、より充実した企業ガイドを作成します。	！
３．関係機関との連携			
3-1	ハローワーク、小山地区雇用協会との連携	ハローワークや小山地区雇用協会と連携して各種事業を実施し、市内求職者の就労支援と企業の人材確保を支援します。	！
3-2	おやま産学官ネットワーク*との連携	おやま産学官ネットワーク*と連携して各種事業を実施し、地元学生と地元企業への就職を支援します。	！
3-3	とちぎ県南若者サポートステーションとの連携	とちぎ県南若者サポートステーションと連携して各種事業を実施し、氷河期世代を含む若者の自立と就労を支援します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　！：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
小山市トライアル雇用*奨励金事業	補助金交付件数（累計）	144件	170件	◉
小山市求職者技能向上教育訓練奨励金	補助金交付件数（累計）	43件	50件	◉
社会的自立と就労支援	就労先決定者（累計）	０人	50人	★

全国の景気 DI グラフ［TDB 景気動向調査（2020 年 10 月調査結果）より］

4-5-2　労働環境・働き方改革の推進

● 現状と課題

本市の事業所数は6,810事業所、勤労者数は78,365人［ともに平成28（2016）年度］で、そのうち勤労者数が10人未満の事業所が5,091事業所と全体の７割超を占めており、こうした中小企業の福祉施設の整備促進や勤労者の余暇活動の充実を図る必要があります。

「中小企業に大企業並みの福利厚生サービス」をスローガンに、平成２（1990）年７月に設立した「小山市勤労者福祉共済会」は、平成25（2013）年に「一般財団法人小山市勤労者共済サービスセンター*」へと法人化し、働きやすい・働き続けたい環境を整備するために必要な中小企業勤労者の福利厚生充実のための運営がされています。

一方、市内事業所や市民に対して、ワーク・ライフ・バランス*の理解を深めるため、小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者*や、おやまイクボス協議会*登録事業所の拡充を図り、その取組について広く周知してきました。ワーク・ライフ・バランス*の認知度が高まる中、更にやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや介護の時間、家庭、地域活動、自己啓発など自分の時間を持てる生活を実現するために、働く人も、企業も、より豊かな「仕事と生活の調和」を目指す必要があります。

● 基本方針

市内で働く全ての勤労者が、ライフスタイル*に対応した多様な働き方を選択できる社会を実現するため、働き方改革の重要性等について関係機関と連携して啓発し、労働環境の向上を図ります。

また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、事業所等においてワーク・ライフ・バランス*が推進されるよう支援を行うとともに、経営者・管理職を対象としたイクボス*の理解促進への取組を強化します。

さらに、勤労者と家族が楽しく豊かな生活を送ることができるよう、福利厚生の充実と施設の整備を図り、魅力的な労働環境を創出します。

勤労者福利厚生事業

誰もが働きやすい職場環境をめざして

● 個別施策

［！：市民提案］

1．ワーク・ライフ・バランス*の推進			
1-1	ワーク・ライフ・バランス*の推進	誰もが安心して働くことのできる環境を目指し、市民、事業所に向けて、ワーク・ライフ・バランス*の意識の醸成を図るとともに、イクボス*を推進するため、登録事業所を募り、先駆的な学び合いや情報交換を行います。	！
2．福利厚生の充実			
2-1	福利厚生の充実	中小企業の福祉施設の整備促進や勤労者の余暇活動の充実を図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

［★：新規　◉：総合戦略　■：国土強靭化　！：市民提案］

事　業　名	指　標　名	現状値［R2］	目標値［R7］	
小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者*認定事業	小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者*認定数	65社	115社	◉ ！
勤労者総合福祉センター整備事業	勤労者総合福祉センター利用者数（各年度延べ利用者数）	52,993人	55,000人	

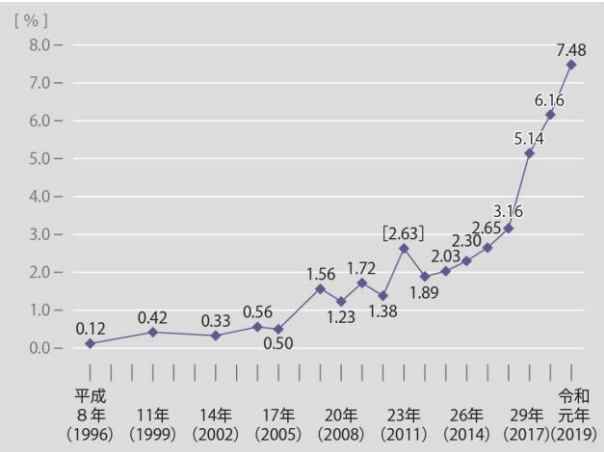

育児休業の取得率グラフ（男性）

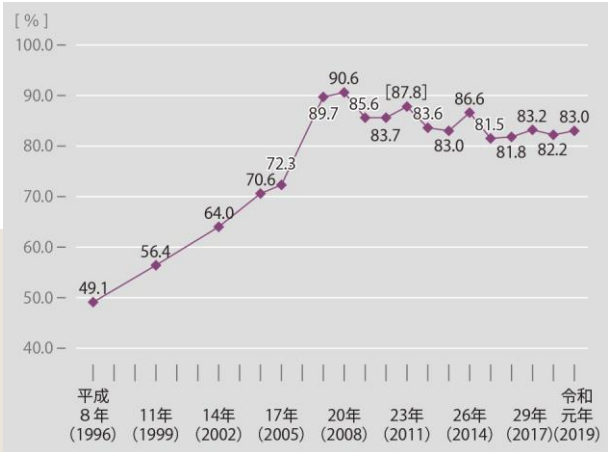

雇用育児休業の取得率グラフ（女性）

※平成 23（2011）年度の［　］内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

［入選］櫻井 美歌 様